

仙台市立小・中学校の
一定規模確保に向けた方針及び
過大規模校化への対応方針

(中間案)

平成 27 年 4 月

仙台市教育委員会

はじめに

本市の人口は近い将来減少に転じることが見込まれており、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の一層の進行が確実視されています。児童生徒数においては、ピーク時の約7割まで減少しており、住宅地や中山間部で学校の小規模化が進む一方、市中心部や地下鉄・JR沿線地区、大規模開発の実施地区などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進んでいる状況も見られます。

学校規模が小さくなると教育効果の面でさまざまな課題が生じてくることが考えられるため、平成17年に「仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会」を設置し、市立小・中学校の適正な規模・配置の基準等の検討を依頼しました。検討委員会では、「子供にとってどうか」という視点を基本に検討が行なわれ、19年に教育委員会に最終報告が提出されました。

この最終報告を受けて、教育委員会では今後の児童生徒数の動向や学校が果たすべき役割について検討を行い、20年8月に「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下、「基本方針」と表記。）及び「同実施方針」（以下、「実施方針」と表記。）を策定し、一定規模確保に向けて取り組むことといたしました。取り組みにあたっては、対象となった学校の保護者や地域の方々のご理解やご協力をいただきながら、教育環境の向上を第一に考えて進めてまいりました。これまでの取り組みでは皆様から貴重なご意見をいただき、また、取り組みの検証結果からは、今後に向けた改善点も明らかとなりました。

「基本方針」策定以降、23年に「仙台市基本計画」、24年に「仙台市教育振興基本計画」が新たに策定されました。これら基本計画との整合について確認しましたが、引き続き整合が図られていることから、「基本方針」については児童生徒数等の時点修正を行い、「実施方針」については、策定後5年を目途に見直すこととしていることから、皆様からいただいたご意見や今後の取り組みに向けた改善点を踏まえ見直しを行いました。また、学校の規模が大きくなり過ぎた場合、教育活動や学校運営などで様々な制約や課題が生じる場合もあります。将来的な児童生徒数の状況をしっかりと見通しながら、計画的な対応が求められることから、今回の見直しに併せて「過大規模校化への対応方針」（以下、「対応方針」と表記。）を策定することとしました。

今後、「基本方針」及び「実施方針」に基づく一定規模未満校への対応と、「対応方針」に基づく大規模校・過大規模校への対応により、学校規模の適正化を図るとともに、望ましい教育環境を確保できるよう取り組んでまいります。

平成27年4月

仙台市教育委員会教育長 大越 裕光

仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針	1
仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針	15
仙台市立小・中学校の過大規模校化への対応方針	40
参 考 資 料	48

仙台市立小・中学校の

一定規模確保に向けた基本方針

I	基本方針の策定にあたって	1
1	基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針の位置付け	1
3	検討委員会からの提言	2
4	基本方針の見直し	2
II	市立小・中学校の現状と課題	3
1	学校規模の現状	3
2	小規模校の「よさ」「課題」	5
(1)	学校長アンケート	5
(2)	学校規模に起因する課題	9
III	一定規模確保の必要性	10
1	学校の役割	10
2	実現すべき教育環境	10
IV	一定規模の基準と考え方	12
1	学級数	12
2	通学距離	12
3	一定規模を確保する際の手法	13
V	実施方針の策定について	14
VI	統合に向けた話し合いを進めるにあたって	14

I 基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の趣旨

全国的な少子化の進展に伴い、児童生徒数が減少しています。これは仙台市でも例外ではなく、市立小・中学校の児童生徒数は、ピーク時の約7割にまで減少しています。これに伴い、多くの学校で学級数が減少し、中山間部の小学校では複式学級^{※1}の学校が多く見受けられます。

学校規模が小さくなると、教育効果の面で様々な課題が生じてくることが考えられます。そのため教育委員会では、平成17年2月に「仙台市立小・中学校適正規模等検討委員会」（以下「検討委員会」と表記。）を設置し、市立小・中学校の適正な規模・配置の基準や考え方、それらに基づいた学校ごとの具体的な方策についての検討を依頼しました。

その結果、平成19年5月に検討委員会から最終報告が提出され、このなかで、小学校12学級以上、中学校9学級以上という学校として必要な一定の規模(以下「一定規模」と表記。)や、通学距離の基準等のほか、一定規模の基準に満たない小・中学校40校についての具体的な方策が示されました。

教育委員会では、この最終報告を受け、今後の児童生徒数の動向や教育機関として学校が果たすべき役割を踏まえた学校のあり方についての長期的な視点に立った検討を行いました。その結果、教育委員会としては、①将来的な児童生徒数の減少に対応しながら、教育の機会均等を確保していく必要があること、②児童生徒に、望ましい教育環境のもとで、目指すべき効果がしっかりと得られるような教育活動を行っていく必要があることなどから、「基本方針」を策定するに至ったものです。

2 基本方針の位置付け

「基本方針」は、「仙台市基本計画」における基本的方向性^{※2}を踏まえ、未来を担う子供たちの確かな学力と、健やかな心と身体を育む教育内容の充実を図るために、学校規模などの教育環境を向上させることを目的とするものです。

そのうえで、教育委員会の中期的計画である「仙台市教育振興基本計画」で目

※1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条及び同法施行令第2条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合等において、数学年の児童生徒を一つの学級に編制する場合の通称。

※2 平成23年策定の「仙台市基本計画」は、本市の基本構想に定める4つの都市像（「未来を育み想像する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」）を実現するために、長期的な視点から取り組むべき施策を体系的にまとめたもので、このうち学校教育については、第3章「学びの都・共生の都の実現をめざす分野」のなかで、以下の基本目標により施策の推進を図ることとしている。

- ・次世代を担う子どもたちが、健やかに成長し、将来社会の中でたくましく「生きる力」を身につけることのできる教育環境づくりを進めます。
- ・子どもたちが、さまざまな機会・場所で自発的に学ぶことのできる環境づくりを進めます。
- ・家庭・地域・学校が、連携し協力し合う豊かな教育環境を創出します。

指す仙台の教育の姿[※]を実現するための今後の手法や考え方を示し、その推進を図るものです。

3 検討委員会からの提言

平成 17 年2月に設置した検討委員会は、大学の教授や弁護士などの学識経験者や、連合町内会長による地域団体代表者、各学校のPTA会長などによる保護者代表者、元小・中学校長による学校関係者を委員として構成し、小規模化が進む市内小・中学校における教育環境の現状や課題を改善するためにはどのような方策が望ましいのかということについて、「子供にとってどうか」という視点を基本としながら検討を行いました。

検討にあたっては、各学校の児童生徒数や通学距離などの基本的なデータのほか、将来推計や隣接校との地理的な接続性などについて、できる限りの確認を行うとともに、関係者(学校長、保護者)からのヒアリングや現地の視察などにより現状の把握に努めました。

検討委員会では、こうした資料等を基に、学校の規模・配置についての基本的な考え方と、それぞれの学校の将来的な方向性について全市的な視点から提言を行っています。

教育委員会では、検討委員会における委員それぞれの立場からみた専門的な意見等が盛り込まれた最終報告をできる限り尊重しながら、基本方針の策定を行いました。

4 基本方針の見直し

「基本方針」は、市立小・中学校の一定規模確保に向けた、平成 20 年度時点における教育委員会としての考え方についてまとめたものです。

「基本方針」策定以降、23 年に「仙台市基本計画」、24 年に「仙台市教育振興基本計画」が新たに策定されましたが、これら基本計画との整合について確認しましたが、引き続き整合が図られていることから、「基本方針」については見直しは行わず児童生徒数等の時点修正を行いました。

また、今後、国の教育制度の改変等、状況の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

※「仙台市基本計画」に定める「子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり」を進めるため、平成 24 年に定めた「仙台市教育振興基本計画」において教育委員会が目指す教育の姿「学びのまち・仙台」の実現に向けて、5つの基本的方向に基づき取り組むこととしている。

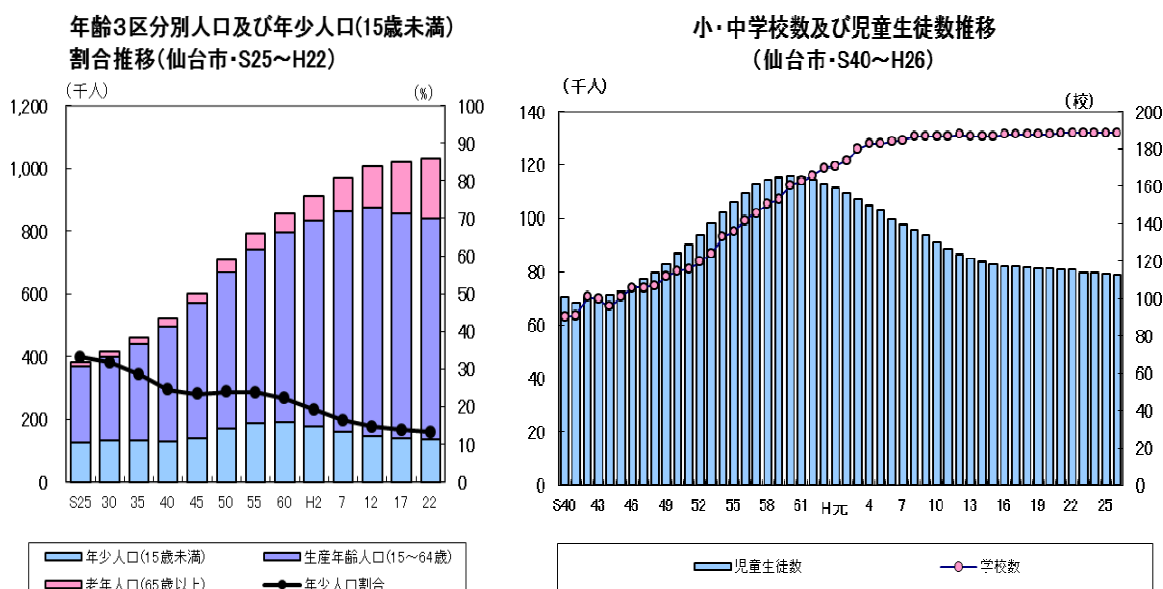
- 基本的方向 1 子どもたちの可能性を広げる学校教育を実現する
- 基本的方向 2 家庭での親と子の学びを応援する
- 基本的方向 3 市民一人ひとりの学びの機会と活動を広げる
- 基本的方向 4 人と社会をつなぐ豊かな学びを創出する
- 基本的方向 5 「学びのまち・仙台」を支える基盤と充実させる

II 市立小・中学校の現状と課題

1 学校規模の現状

昭和40年以降でみた場合、市立小学校の児童数は、ピークとなる58年の79,085人に比べ、平成20年は55,138人と約70%に、26年は52,732人と約67%に減少しています。同様に中学校の生徒数も、ピークとなる昭和62年の40,039人から、平成20年は26,336人に、26年は26,440人とやや増加したものの、ともに約66%に減少しています。

こうした状況は、学校ごとの学級数にも現れています。学校1校あたりの平均学級数は、それぞれのピーク時と平成20年・26年を比較した場合、小学校では20学級から20年は15学級、26年は13学級に、中学校では18学級から20年は13学級、26年は12学級になっており、それぞれ少なくなっていることがわかります。

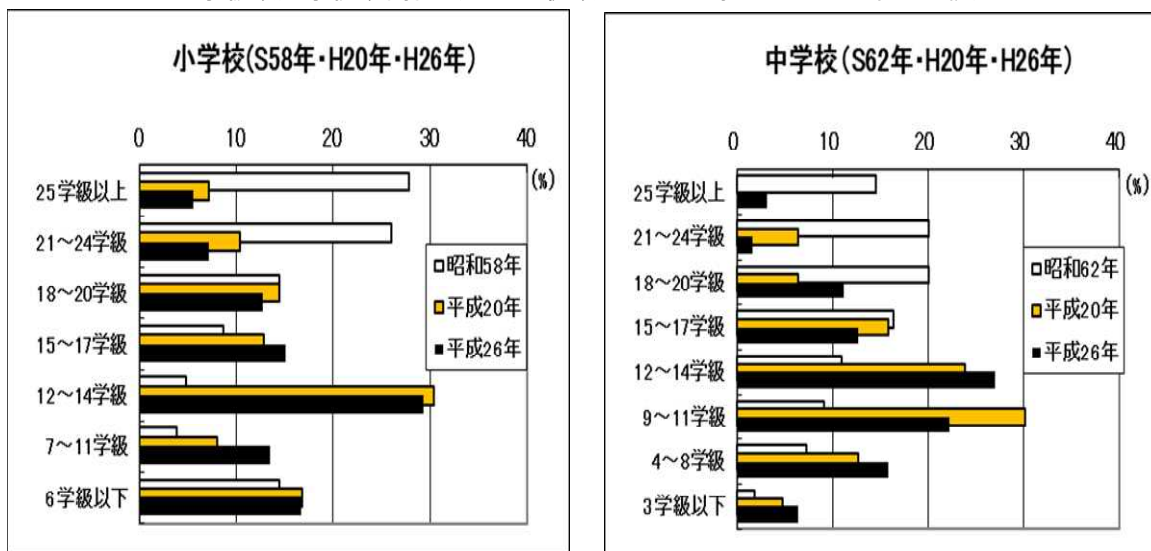


総務省統計局「国勢調査結果報告」より
※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値を含む。

※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値を含む

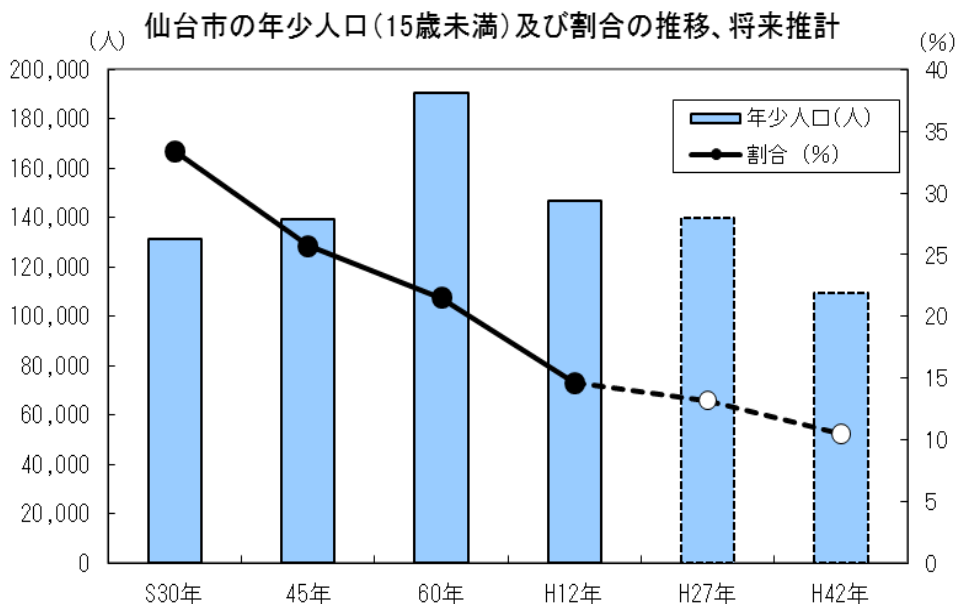
さらに、学級数別の学校数割合について児童生徒数のピーク時と平成20年を比較すると、小学校では、ピーク時には21学級以上の学校が全体の50%以上を占めていましたが、平成20年では全体の17.6%、26年では12.7%に減少し、12~14学級の学校の割合が大きく増加しています。中学校でも同様に、ピーク時は18学級以上の学校が全体の50%以上を占めていましたが、平成20年では12.6%、26年ではやや増加したものの15.9%にまで減少し、それに代わって9~11学級、12~14学級の学校の割合が大きく増加しています。

学級数別学校数割合（児童生徒数のピーク時とH20・26年の比較）



※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値を含む

このように、児童生徒数の減少に伴い、市立小・中学校の規模は縮小傾向にあります。国の市町村別将来推計を見ると、少子化の傾向は今後も続いていくことが予想されており、その結果、将来的な学校規模はさらに縮小し、教育活動に様々な影響が出てくることが懸念されます。



平成 27 年以降は国立社会保障人口問題研究所の推計値

2 小規模校の「よさ」「課題」

(1) 学校長アンケート

学校規模が小さくなると教育活動に様々な課題が出てくると考えられます。その一方で、小規模校には小規模校なりのよさがあるという考え方もあります。そうした小規模校のよさや課題について、実際の教育現場に携わる学校関係者はどのように考えているのかを確認するため、市立小・中学校の全学校長を対象にアンケート調査を行いました。以下はその結果をまとめたものです。

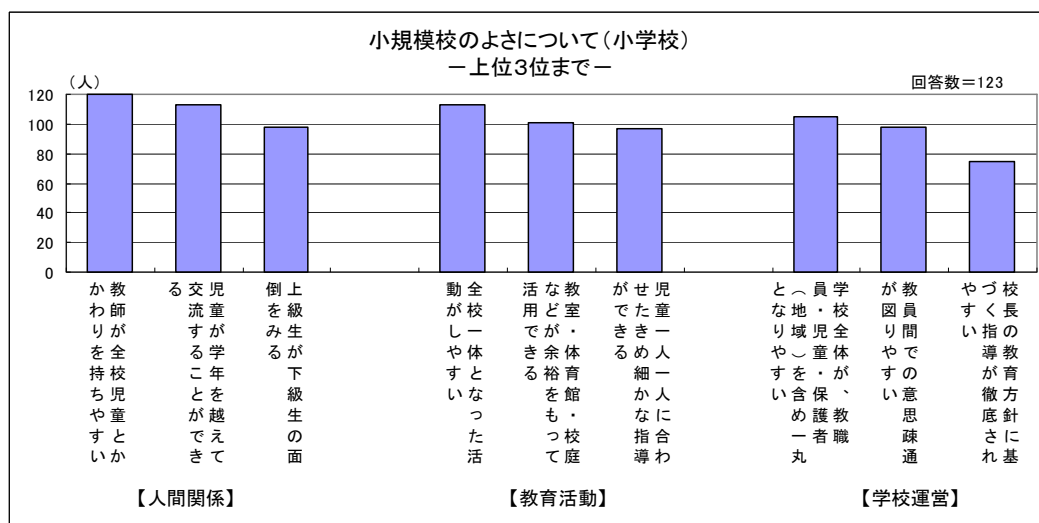
なお、ここで言う小規模校は、検討委員会で示された小学校 12 学級未満、中学校 9 学級未満の学校としました。

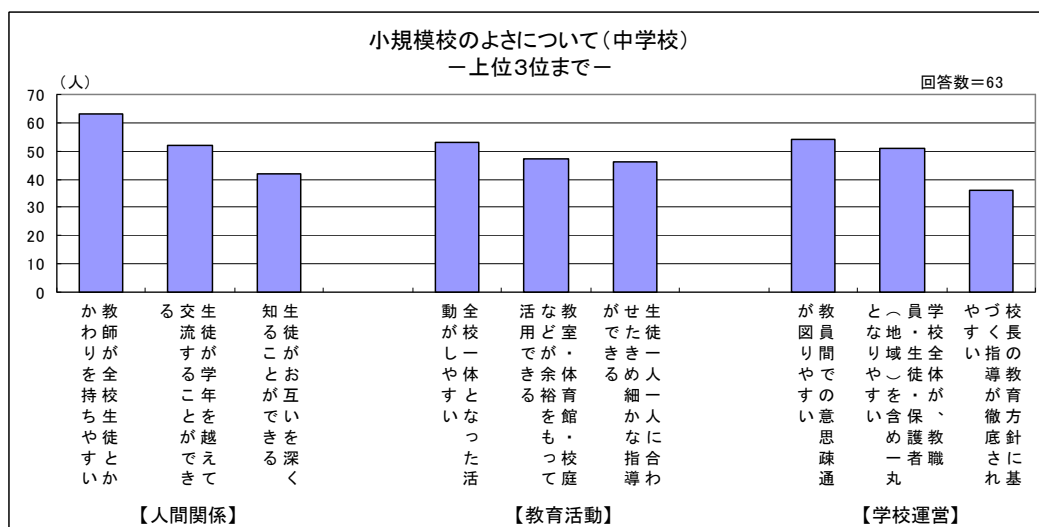
① 小規模校のよさについて

小規模校におけるよさについての調査結果をみると、人間関係面では、小・中学校ともに「教師が全校児童（生徒）とかかわりを持ちやすい」が最も多く、次いで「児童（生徒）が学年を越えて交流することができる」が続いています。

次に教育活動面では、小・中学校ともに「全校一体となった活動がしやすい」が最も多く、次いで「教室・体育館・校庭などが余裕をもって活用できる」が続いています。

学校運営面では、小学校は「学校全体が、教職員・児童・保護者（地域）を含め一丸となりやすい」が最も多く、次いで「教員間での意思疎通が図りやすい」が続いています。中学校は小学校とは逆に「教員間での意思疎通が図りやすい」が最も多く、次いで「学校全体が、教職員・生徒・保護者（地域）を含め一丸となりやすい」が続いています。





また、こうした小規模校のよさについて、12 学級(9 学級)以上の規模の学校でも、工夫次第ではそうしたよさが出せると考えられるものについて尋ねたところ、人間関係面で「児童（生徒）が学年を越えて交流することができる」、教育活動面で「児童（生徒）一人一人に合わせたきめ細かな指導ができる」、学校運営面で「教員間での意思疎通が図りやすい」が、小・中学校ともにそれぞれ最も多くなりました。

② 小規模校の課題について

小規模校における課題についての調査結果をみると、人間関係面では、小学校で「児童間でお互いの評価が固定化し、新たな個性が見出しにくい」が最も多く、次いで「クラス替えができない」が続いています。中学校では「生徒の適性や人間関係を考慮したクラス替えができない」が最も多く、次いで「生徒間での切磋琢磨が少ない」が続いています。

次に教育活動面では、小学校で「体育での集団ゲームやダンス、音楽の合唱などの学習が難しい」が最も多く、次いで「授業での意見・感想等が固定化し、多角的な見方・考え方や、新たな着想を得るなどの発展性が乏しい」が続いています。中学校では「生徒が希望する部活動ができない」が最も多く、次いで「教員が出張等になると自習になることが多い」が続いています。

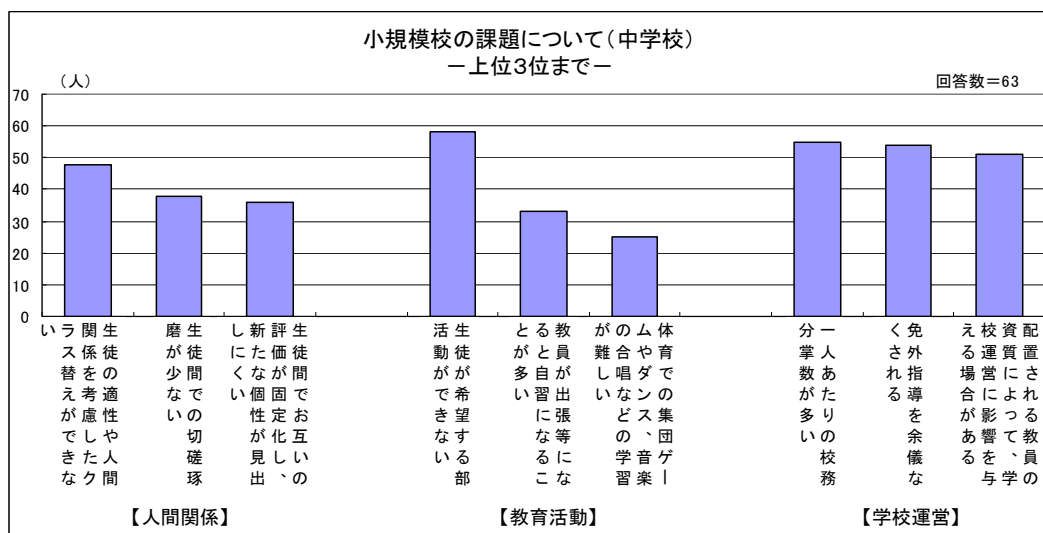
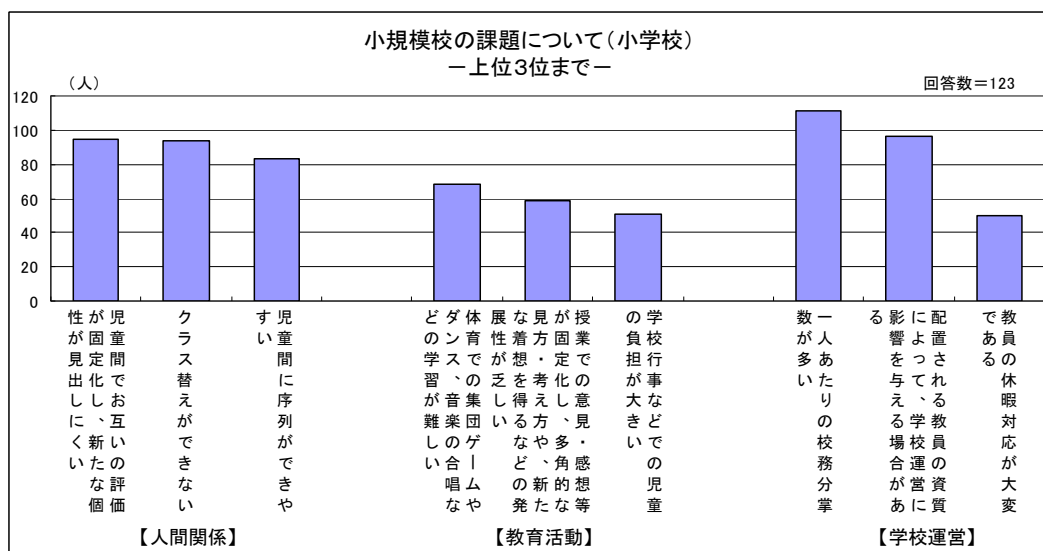
学校運営面では、小・中学校ともに「（教員）一人あたりの校務分掌数が多い」が最も多く、次いで、小学校では「配置される教員の資質によって、学校運営に影響を与える場合がある」、中学校では「免外指導^{*}を余儀なくされる」が続いています。

^{*}当該学校において、ある教科の免許を持った教員がいない場合、その教科の免許を持たない教員が都道府県教育委員会の許可を得て、1 年間に限った免許を受け授業を行うこと。

また、こうした小規模校の課題のうち、12 学級(9 学級)以上の規模の学校であれば克服することができると考えられるものについては、人間関係面で小・中学校ともに「クラス替えができない」が克服できるという回答が最も多くなっています。

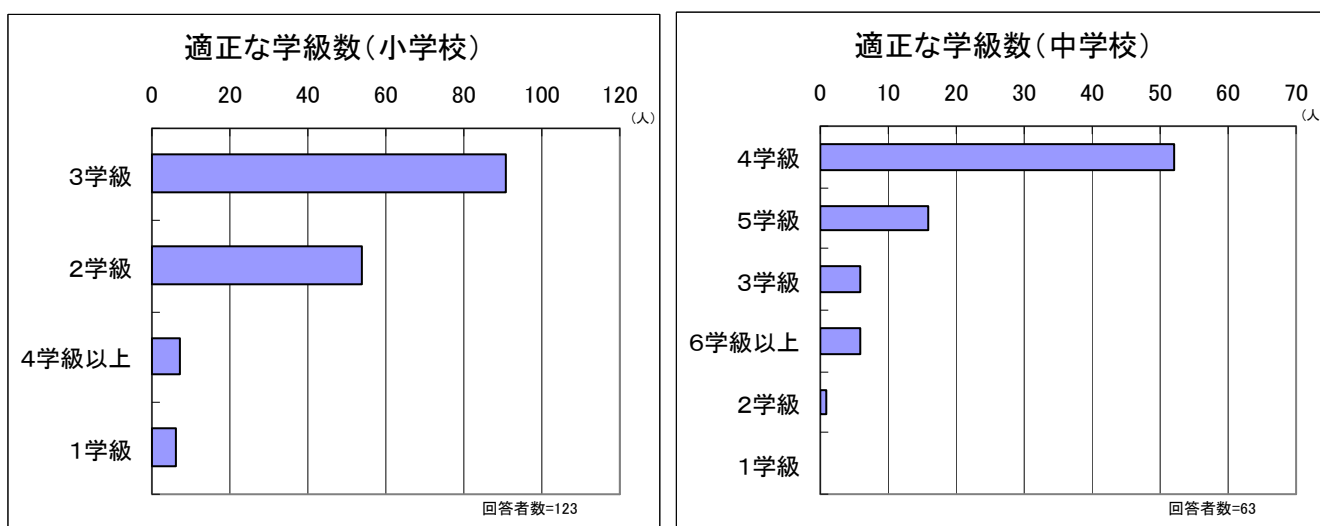
教育活動面では、小学校で「体育での集団ゲームやダンス、音楽の合唱などの学習が難しい」、中学校で「生徒が希望する部活動ができない」がそれぞれ克服できるという回答が最も多くなっています。

学校運営面では、小・中学校ともに「一人あたりの校務分掌数が多い」が克服できるという回答が最も多くなっています。



③ 適正な学級数について

学校長が考える1学年あたりの適正な学級数について調査した結果、小学校では3学級が最も多く、次いで2学級が続いています。また、中学校では4学級が最も多く、次いで5学級となっています。



④ アンケート結果から

一般的に、小規模な学校では、児童生徒や教職員が皆お互いをよく知っており、アットホームな雰囲気の中で学校生活を送ることができたり、学校行事などでは学校全体が一体となって活動しやすいなどといったよさがあります。

その一方で、大勢の児童生徒による迫力ある運動会や学習発表会を行うこと、学年単位での活動に制約があることなど、課題もあります。

学校長のアンケート結果でも、よさについては「教師が児童生徒とのかかわりを持ちやすい」「全校が一体となった活動がしやすい」、課題については「集団ゲームや合唱などの学習が難しい」などが上位にきており、概ね同様の傾向が見られます。

こうした「よさ」や「課題」は、小規模校が持つ様々な側面であり、現在、それぞれの学校では、教職員や保護者、地域の方々の創意工夫により、そうした「よさ」を活かしながら、課題となることを補う努力をしています。

こうした取組みは、「特色ある学校づくり」を進めるうえでも大変重要なものとなっていますが、小規模校には学校独自の取組みだけでは克服することが難しい課題もあります。

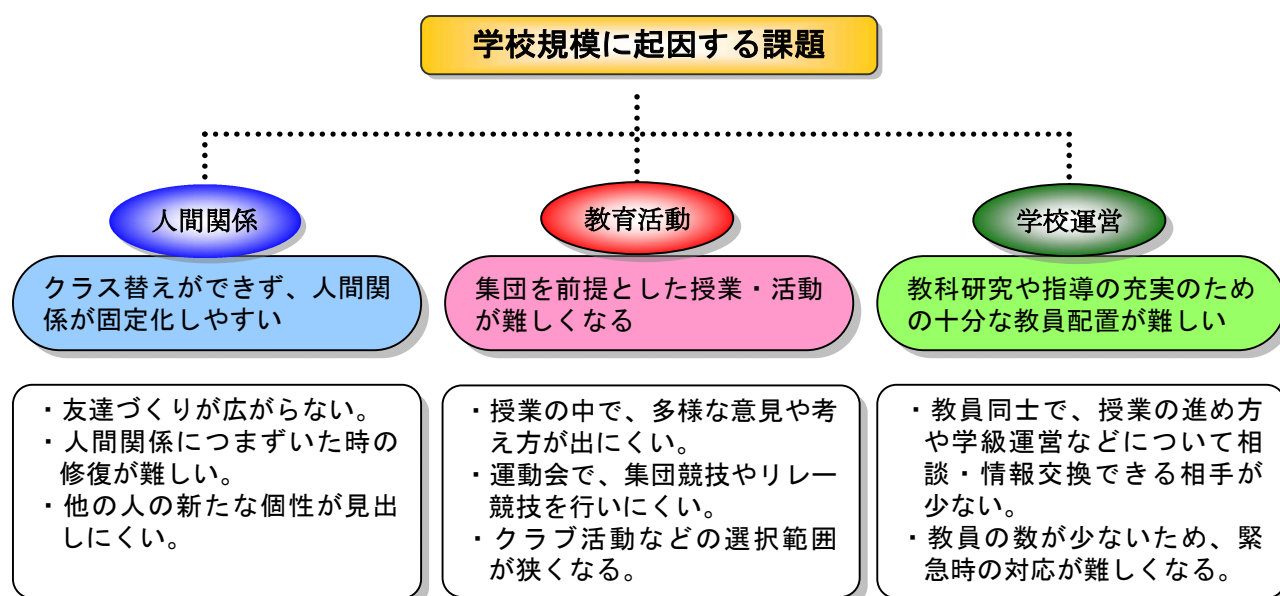
(2) 学校規模に起因する課題

例えば、1学年に1学級（単学級）しかなければ、クラス替えを行うことはできません。この場合、入学から卒業まで同じ人間関係が続くことになり、知らず知らずのうちに児童生徒の間で互いの評価の固定化や、順番付けがされてしまうなどの可能性があります。

また、学校にはグループ別学習や部活動など、一定規模の集団があることにより大きな効果が得られる教育活動もたくさんあります。しかし、小規模校ではこれらについても、十分に行うことが難しくなります。

加えて、教員の数については、法令により学級数に応じて標準人員数が定められている関係から、教員間で教科に関する研究などを行うのに十分な教員数を確保し、学習指導面で充実を図ることが難しくなります。

これらは、学校の規模そのものが原因となって起きる課題であるため、小規模校のままで解決することは大変困難です。

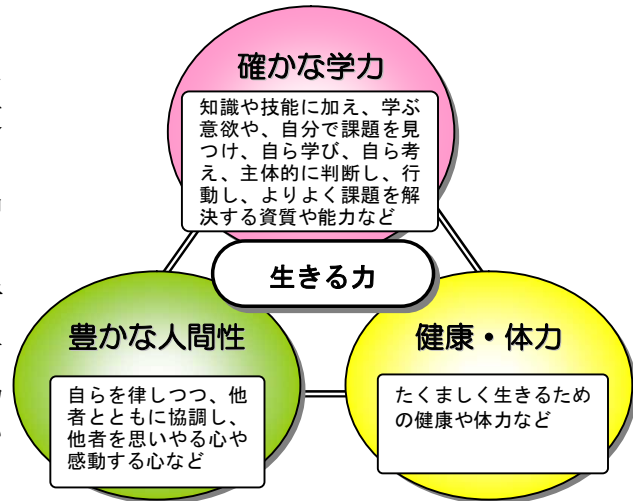


Ⅲ 一定規模確保の必要性

1 学校の役割

学習指導要領[※]の理念は、児童生徒に「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランス良く身に付けさせることにより、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育むことをねらいとしています。

この「生きる力」を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能はもちろん、児童生徒が、様々な意見や考え方をを持った仲間と議論することや交流することなどを通して、思考力や判断力、表現力を身に付けたり、多様な人間関係の中でも他者と協調できる社会性を身に付けていくことも大変重要です。



学校は、児童生徒に対して、授業を始めとした教育活動や日常の様々な学校生活を通し、この「生きる力」を育てていくという役割を担っていますが、小規模な学校では規模に起因する課題があるため、その役割を十全に果たすことが難しくなります。

そのため、根本的な原因である学校の規模を一定の大きさにすることによって課題の解消を図り、小規模校の教育環境を充実させることが必要になります。

2 実現すべき教育環境

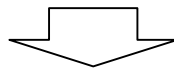
学校として一定の規模を確保することにより、以下のような教育環境を実現し、すべての学校が一定の環境のもとで、学校が果たすべき役割である教育活動を十分に行えるようにしていかなければなりません。

また、そうした教育環境を実現することによって、児童生徒の出会いの機会が増えることによる人間関係面での効果や、様々な大きさのグループによる授業やより大きな集団での学校行事が可能となることによる教育活動面での効果、さらには、教員間で相互に相談や意見交換がしやすくなることによる学校運営面での効果など、様々な効果が期待できます。

[※]教育基本法が掲げる教育の機会均等を実現するために、全国のどこにいても一定水準の教育が受けられるよう、学校がカリキュラムを編成する際の基準として文部科学省が告示しているもの。

実現すべき教育環境

- ・ 児童生徒間、児童生徒と教員間、それぞれにおける多様な人間関係を通し、互いに理解を深め、励まし合い、時には競い合うことで向上しながら社会性を培っていくことができること。
- ・ グループ別学習や部活動、学校行事など、一定規模の集団を前提とする教育活動を支障なく成立させることができること。
- ・ 教科研究や指導の充実を図るため、教員間で情報交換などを行うことができるよう、教科ごとに複数の教員が配置されていること。



期待される効果

出会いの機会が広がることで、多くの友人をつくり、さまざまな刺激のなかから、子供たちをより豊かに成長させることができます。

集団での学校行事や多くの部活動の設置が可能となることで、さまざまな仲間たちと力を合わせる喜びや達成感がより大きくなり、子供たちの新たな可能性を広げることができます。

教員間で指導法を相談したり、相互に意見交換をする機会を増やしたりすることで、これまで以上に学習指導や内容の充実を図ることができます。

IV 一定規模の基準と考え方

1 学級数

一定規模の基準として、検討委員会からは小学校 12 学級以上、中学校 9 学級以上という考え方が示されました。

教育委員会としても、以下の2点から、検討委員会における基準が妥当であると判断しました。

- ①小・中学校ともに、少なくとも、各学年でクラス替えによる児童生徒間の交流が可能となるよう、1 学年複数学級あることが望ましいこと。
- ②教科ごとの専門性が高まる中学校については、①に加え、指導の充実を図るうえでも、5 教科（国語・数学・理科・社会・英語）には教科ごとに複数教員、実技系教科（音楽・美術・保健体育・技術家庭）にも教科ごとに教員が確保されるような体制が望ましいと考えられること。

学級数の基準

小学校：12 学級以上が必要（各学年でクラス替えができる）

中学校：9 学級以上が必要（クラス替えに加え、教員配置を考慮）

2 通学距離

通学距離の基準として、検討委員会からは小学校概ね 4 km 以内、中学校概ね 6 km 以内と示されました。

通学距離の基準設定に際し、検討委員会では、通学距離は短いほどよいと言えるが、その反面、一定規模の確保が難しくなることや、本市では、特別区や他の政令指定都市よりも学区が比較的広く、統合等を行うとさらに広がってしまう可能性があることなどを考え合わせ、当面は法令に準ずることが妥当であるとしています。

教育委員会では、こうした検討委員会の考え方のほか、この基準が、学校の分離新設を行う際や、既存の通学補助制度を適用する際の目安としていることなどから、検討委員会と同様の通学距離が妥当であると判断しました。

通学距離の基準

小学校：概ね 4 km 以内

中学校：概ね 6 km 以内

3 一定規模を確保する際の手法

一定規模を確保する際の手法として、検討委員会の最終報告では統合または学区修正を示しています。このうち統合については、①一定規模の基準に満たない学校が複数隣接している場合 ②隣接する一定規模の学校と統合しても大規模校^{*}になる恐れがない場合としています。

また、学区修正については、隣接校が大規模である場合としています。

教育委員会でも、こうした一定規模確保を図るための手法として、検討委員会と同様、統合と学区修正の2つを考えています。

一定規模を確保する際の手法

- 統 合** : 一定規模の基準に満たない学校が複数隣接している場合
: 隣接する一定規模の学校と統合しても大規模校になる恐れがない場合
- 学区修正** : 一定規模の基準に満たない学校と大規模校が隣接している場合

^{*}ここで言う大規模校とは、25学級以上の学校を指す。

V 実施方針の策定について

「基本方針」の基準や考え方に基づき、一定規模確保や教育環境の改善に向けた取組みについて「実施方針」を策定します。

「実施方針」では、児童生徒数や学級数、地域の状況等に合わせた取組みの進め方について、教育委員会としての考え方を提示します。

VI 統合に向けた話し合いを進めるにあたって

これまで教育委員会では、学校、保護者、地域が共に連携し、協力し合いながら、次代を担う子供たちを育てていくという考え方を基本に据え、各種事業に取り組んできており、各学校では、保護者や地域の皆さまの協力、支援の下で日々の教育活動が成り立っています。また、学校は、子供が通うまでは交流がなかった地域の人々が、学校を通じて関係を深め、地域活動への参加といった広がりへのきっかけを生む場ともなっています。

したがって、地域から学校がなくなるといった学校統合は、当然のことながら保護者や地域の皆さまの理解があって初めて実現するものです。

そのためには、教育委員会の考え方について、保護者や地域の皆様にしっかりと説明し、「将来を担う子供のため」という視点から十分に話し合うとともに、地域コミュニティにおける学校の役割についてのご意見、さらには統合後の学校の跡利用についてのご意見などを真摯に受けとめていきたいと考えています。

新しく生まれる学校が、これまでと同様地域から愛され、支えられる存在となるよう、保護者や地域の皆さまと共に考えていきたいと思えます。

仙台市立小・中学校の

一定規模確保に向けた実施方針

I	実施方針の改定にあたって	15
1	実施方針	15
2	実施方針の改定	15
3	実施方針の対象となる学校	15
4	今後の改定	15
II	これまでの取組み	16
1	統合による一定規模確保を目指す学校	16
(1)	優先的に話し合いを進める学校	16
(2)	その他の「統合による一定規模確保を目指す学校」	16
2	状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校	17
3	新たな方策を検討する必要がある学校	17
4	対象 40 校の取組み状況等	18
III	これまでの取組みの検証	19
1	統合による一定規模確保を目指す学校	19
(1)	これまでの取組みによる成果	19
(2)	今後の取組みに向けた改善点	20
2	新たな方策を検討する必要がある学校	21
(1)	これまでの取組みによる成果	21
(2)	今後の取組みに向けた改善点	23
3	方策を検討した学校の今後の対応	23
IV	基本的な考え方	24
1	学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む	24
	学級数や児童生徒数による区分	25
2	通学支援を前提として取組む	26
3	交流学习を継続する	26
V	今後の取組みの進め方	27
1	学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む	27
(1)	保護者や地域の方々の理解が深まる取組み	27
(2)	児童生徒推計に基づく取組み	27
2	通学支援を前提として取組む	27
(1)	学校や地域の実情に配慮した丁寧な取組み	27

(2) 分校への取組み	-----	28
3 交流学习を継続する	-----	28
4 小規模校Ⅰの規模と取組みの進め方	-----	29
5 小規模校Ⅱの規模と取組みの進め方	-----	30
6 小規模校Ⅲの規模と取組みの進め方	-----	31
7 「統合」を選択しない学校の取組み	-----	32
保護者や地域の方々との話合い（イメージ図）	-----	33
VI 統合に向けて	-----	34
1 統合準備	-----	34
(1) 統合準備委員会	-----	34
(2) 両校による統合準備	-----	34
(3) 学校関係・地域諸団体の調整	-----	34
(4) 教育委員会	-----	34
統合準備の流れ（イメージ図）	-----	35
2 統合を行う際の留意点	-----	36
(1) 校舎の取り扱い	-----	36
(2) 通学路の安全性	-----	36
(3) 情報の発信	-----	36
(4) 取組みの検証	-----	36
VII 学校跡施設の利活用	-----	37
1 跡施設の利活用検討の進め方	-----	37
2 「機能転用」や貸付する場合の基本的な考え方	-----	37
(1) 利活用の優先順位	-----	37
(2) 施設管理運営等について	-----	38
3 避難所機能について	-----	39
4 跡施設の暫定利用について	-----	39
5 校舎等の改修及びプールの撤去について	-----	39

I 実施方針の改定にあたって

1 実施方針

「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた実施方針」（以下「実施方針」と表記。）は、平成20年8月に策定した「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下「基本方針」と表記。）の基準、考え方にに基づき、今後の取組みの進め方をまとめたものです。

2 実施方針の改定

平成20年8月に策定した実施方針では、「児童生徒数や学級数については、地域ごとの要因により常に変化するものであることから、今後も各校におけるそうした状況の変化等を見ながら、5年を目途に見直しを行っていきます。」としていました。

このため、今回、基本方針の時点修正に併せて、貝森小、野村小、松陵小の一定規模確保に向けた取組み等の検証結果を踏まえ、また、平成27年1月に文部科学省において策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「手引」と表記。）との整合性も図り、一定規模の基準（小学校：12学級以上 中学校：9学級以上）に満たない学校（以下「一定規模未滿校」と表記。）への幅広い対応を目的とした実施方針としました。

3 実施方針の対象となる学校

この実施方針では、毎年5月1日時点の市立小・中学校の児童生徒数及び学級数を確認し、一定規模未滿となっている学校を取組みの対象とします。

なお、東日本大震災の津波被災校については、学校ごとに保護者や地域の方々と今後のあり方について話し合いを進めているため、実施方針の対象には含まないこととします。

4 今後の改定

この実施方針では、一定規模未滿校に幅広く対応し一定規模確保に向けた取組みを進めますので、今後の改定は、基本方針改定に併せて行うものとします。

Ⅱ これまでの取組み

平成 20 年 8 月策定の実施方針では、平成 18 年 5 月時点における一定規模未満校（小学校 29 校（分校を含む）中学校 11 校）40 校を取組みの対象としました。

これら 40 校について、児童生徒数や通学距離などの状況、地域の開発動向などから、それぞれの学校ごとの方策を示し、取組みを進めてきました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 統合による一定規模確保を目指す学校（14 校）2 状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校（6 校）3 新たな方策を検討する必要がある学校（20 校） |
|---|

1 統合による一定規模確保を目指す学校

(1) 優先的に話し合いを進める学校

「統合による一定規模確保を目指す学校」への取組みは、全学年単学級で将来的にも児童生徒数の少ない状態の改善が難しいと見込まれた貝森小、野村小、松陵小を選定して優先的に話し合いを進めました。

各学区において、全体的な説明会后、保護者や地域から選任された方々と地域懇談会を設置して、児童の状況や教育環境、地域コミュニティなどについての意見交換や、一定規模確保に向けた話し合いを行いました。

地域懇談会での話し合いの結果、貝森小は国見小と「統合」、野村小は「存続」、松陵小は松陵西小と「統合」という、それぞれの結論となりました。

平成 25 年 4 月に松陵小と松陵西小を統合し、泉松陵小が開校した。 平成 27 年 4 月に貝森小と国見小を統合した。
--

(2) その他の「統合による一定規模確保を目指す学校」

「統合による一定規模確保を目指す学校」のうち、優先的に話し合いを進めた 3 校以外の小学校 5 校、中学校 6 校については、児童生徒数が横ばいから増加の傾向にあった学校が多く、減少した学校においても、早急な対応が必要な状態とはならなかったことから、保護者や地域の方々との話し合いは行いませんでした。

2 状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校

「状況の変化を見ながら、適宜判断する必要がある学校」の小学校5校、中学校1校については、「今後単独で一定規模の基準を満たす可能性がある」あるいは「地域の人口が増加する可能性がある」等の理由から、状況の変化を見てきましたが、いずれの学校も児童生徒数がほぼ横ばいで、著しい増減はありませんでした。

3 新たな方策を検討する必要がある学校

「新たな方策を検討する必要がある学校」の小学校16校（分校を含む）、中学校4校の計20校については、多くの学校で全学年単学級または複式学級となっていますが、隣接校と統合した場合、通学距離の基準（小学校概ね4km以内、中学校概ね6km以内）を超える地域があることから、統合による一定規模の確保は難しいと判断し、児童生徒数や移動時間などにも配慮しながら、学校間での交流学习を実施しました。

教育環境の向上を図るため、少人数では実施しにくいグループ単位や学級・学年単位の授業や特別活動を、近隣の学校などと合同で実施する交流学习に取組んだ。

児童数の減少が続いていた坪沼小においては、保護者や地域の方々が学校とともに、地域の将来像や学校の今後のあり方について協議を行いました。その結果、学校存続を望む声もありましたが、児童数減少への対応は難しいことから、教育委員会とともに統合に向けた話し合いを進めることとなり、結論として生出小との統合となりました。

平成27年4月に坪沼小と生出小を統合した。

4 対象 40 校の取組み状況等

対象となった 40 校それぞれの取組みの状況等は以下の通りです。

【小学校 29 校】

学校ごとの方策	行政区	対象校	取組み状況や児童数の推移
統合による一定規模確保を目指す学校	青葉区	東二番丁小	児童数に横ばいから増加の傾向が見られたことから、話し合い等は行わなかった
		立町小	
		貝森小	
	泉区	野村小	平成 27 年 4 月国見小と統合した
		高森小	児童数に横ばいから増加の傾向が見られたことから、話し合い等は行わなかった
		高森東小	
		松森小	
松陵小	平成 25 年 4 月松陵西小と統合し泉松陵小が開校した		
状況の変化を見ながら適宜判断する必要がある学校	青葉区	北六番丁小	児童数はほぼ横ばいで、早急な対応が必要な状態とはならなかった
	宮城野区	栢江小	
		東宮城野小	
	太白区	郡山小	
新たな方策を検討する必要がある学校	青葉区	上愛子小	平成 21 年度から大倉小・作並小が交流学習を実施し、平成 25 年度から上愛子小も参加している
		大倉小	
		作並小	
		新川分校	
	宮城野区	中野小	平成 21・22 年度荒浜小・東六郷小が交流学習を実施(津波被災により中野小は 27 年度末閉校、荒浜小は 28 年 4 月七郷小と、東六郷小は 29 年 4 月六郷小と統合)
	若林区	荒浜小	
		東六郷小	
	太白区	秋保小	平成 22 年度から秋保小・馬場小・湯元小が交流学習を実施している
		馬場小	
		湯元小	
		生出小	
	泉区	赤石分校	平成 27 年 4 月生出小と統合した
		坪沼小	
根白石小		平成 21 年度から根白石小・福岡小が交流学習を実施し、平成 23 年度から実沢小も参加している	
実沢小			
福岡小			

【中学校 11 校】

学校ごとの方策	行政区	対象校	取組み経過や生徒数の推移
統合による一定規模確保を目指す学校	太白区	愛宕中	生徒数に横ばいから増加の傾向が見られたことから、話し合い等は行わなかった
		人來田中	
	泉区	鶴が丘中	
		松陵中	
		長命ヶ丘中	
状況の変化を見ながら適宜判断する必要がある学校	青葉区	五城中	生徒数に増加の傾向が見られ、早急な対応が必要な状態とはならなかった
	新たな方策を検討する必要がある学校	青葉区	広陵中
太白区		秋保中	平成 24 年度から南光台中と交流学習を実施している(学校独自の交流学習を市外の学校と実施)
		生出中	
泉区	根白石中	平成 22 年度から住吉台中と交流学習を実施している	

Ⅲ これまでの取組みの検証

平成 20 年 8 月の実施方針策定後、貝森小、野村小、松陵小において一定規模確保に向けた話し合いを進めてきました。また、通学距離の関係から一定規模確保が難しいと判断した学校については、交流学习を実施してきました。

これらの取組みについて検証し、また、平成 25 年 4 月に開校した泉松陵小の児童、保護者、教職員や、貝森小、野村小、松陵小の地域懇談会委員へのアンケートを実施した結果、次のような成果が見られた一方、今後の取組みへの改善点が明らかとなりました。

1 統合による一定規模確保を目指す学校

(1) これまでの取組みによる成果

① クラス替えができる学校規模の実現

平成 25 年 4 月に松陵小と松陵西小を統合して開校した泉松陵小では、様々な教育活動ができる教育環境が実現しました。

泉松陵小は、平成 25 年 4 月時点において全学年 2 学級(児童数 347 名)となり、すべての学年でクラス替えが可能な学校規模が実現した。

② 友達関係の広がりや意欲の向上

泉松陵小のアンケートからは、児童が増えたことにより友達関係が広がった様子や、新たな出会いが学ぶ姿勢や取り組む姿勢への刺激となり、意欲の向上や活気溢れる様子が見られます。

児童のアンケートから

- ・「新しい友達が増えてうれしい」
- ・「人数が増えてにぎやかになった」

保護者のアンケートから

- ・「友達が増えて楽しい様子が見られる」
- ・「新しい友達と仲良く過ごせている」
- ・「『あの友達はここがすごい、自分はここができないから頑張る』と話すようになった」

教職員のアンケートから

- ・「職員室の雰囲気も活気があり、その雰囲気がそのまま児童の姿に出ている」

③ 事前交流による円滑な学校生活のスタート

松陵小と松陵西小及び貝森小と国見小それぞれにおいて、統合1年前から事前交流を実施して児童同士の交流を深めたことから、新しい学校生活を円滑に始めることができました。

教職員のアンケートから

・「数多く交流活動をしていたので、すぐに仲良しになれた」

④ 地域全体で考えた子どもたちの教育環境

地域懇談会を保護者や地域の方々と共に組織したことで、地域全体で子供たちの教育環境を考えることができました。

また、統合前にPTAや子供会、地域諸団体のあり方について話し合いを持つことができました。

学校や地域の実情、教育環境などについて保護者の方々と地域の方々とで意見交換を行い、それぞれの考えや思いを確認できた。

(2) 今後の取組みに向けた改善点

① 一定規模未満校に対する幅広い対応

優先的に取組む学校を選定して話し合いを進める場合は、一定規模をより早く確保できる可能性があります。保護者や地域の方々は統合が決定していると不安に感じる考えられます。

また、選定された学校以外の一定規模未満校については、取組みが進まない、あるいは遅れる考えられます。

早急に対応が必要と考えられる学校のみを対象とせず、より多くの一定規模未満校に対して幅広く対応する必要がある。

② 児童生徒数の推移に合わせた対応

学校を統合する場合は、児童生徒が友達関係や新たな学校生活などに不安を感じることなく、円滑に学校生活を始められるように、事前交流を実施する期間や、保護者や地域の方々と話合う期間が必要です。

しかし、小規模校化の進行により、児童生徒数が短期間に大きく減少することもあり、事前交流や話し合いを十分に行えない場合もあります。

保護者や地域の方々との話し合いや、統合準備のための期間を十分確保できるように、児童生徒数の推移に合わせて適切に対応する必要がある。

③ 保護者や地域の方々との問題意識の共有

小規模校の良さから「存続」を望む保護者も少なくありません。また、学校は地域にとって大切な施設であり、統合することで保護者や地域の方々から地域コミュニティへの不安を感じることも考えられます。

保護者や地域の方々から学校や地域の状況等を丁寧にお聴きし、また、より多くの保護者や地域の方々に小規模校の良さや課題、一定規模の必要性を理解していただき、教育環境に関する問題意識を共有する必要がある。

④ 地域懇談会後の学校のあり方

地域懇談会の話し合いにより「存続」となる学校も考えられます。このような学校においては、学区内に新たな宅地造成が計画されるなど、児童生徒数が増加する要因がない場合には、小規模な状態が継続する、あるいは児童生徒が減少していくことが考えられます。

「存続」の結論となった場合は、隣接校等との交流学习などにより教育環境の向上を図るとともに、一層児童生徒数が減少した場合の学校のあり方について、保護者や地域の方々との認識を共有しておく必要がある。

⑤ 統合後の学校跡施設の利活用

学校施設は地域コミュニティの中心であるなど地域にとって大切な施設であるとともに、市民共有の貴重な公有財産です。

学校跡施設の利活用は、地域の方々の意見等も踏まえながら、全市的な視点での検討を行い、早期の有効活用に向けて取り組む必要がある。

2 新たな方策を検討する必要がある学校

(1) これまでの取組みによる成果

① より多くの児童生徒と学び合う楽しさの体験

交流学习は、実施回数や移動時間、相手校との授業の進度を合わせにくいなどの制約がありますが、普段は少人数のため実施しにくいグループ単位や学級・学年単位の活動や発表を経験することができました。

実施校の報告から

- ・「グループで一人一人が相手を意識して活動したことにより、『交流がまた楽しみ』『話げできた』などの感想がみられた。」

② 積極的な交流と大きな自信

大人数の中での活動や発表に対して緊張していた児童生徒が、交流学習を実施してきたことで積極的に交流するようになり自信を付けました。

実施校の報告から

- ・「同級生の多さに戸惑っていた児童が、回数を重ねるごとに、気楽に話せる関係になった。」
- ・「多くの同級生の前での発表が大きな自信につながった。」

③ 学ぶ意欲、取り組む意欲の向上

小規模校では、多角的な見方や新たな着想を得る機会が少ないという課題がありますが、交流相手校の児童生徒との学びや活動が良い刺激となり、学ぶ姿勢や取り組む姿勢に変化が表れ、意欲の向上につながりました。

実施校の報告から

- ・「それぞれの学校の違いや良さを感じながら、さらに切磋琢磨していこうとする姿勢がみられた。」
- ・「交流相手の発表を聞き、レベルアップを目指し工夫するなど大いに刺激を受けていた。」

④ 教員の意欲の高まり

児童生徒が積極的に話しかける姿や、より良いものを目指して取り組むなどの変化を目の当たりにした教員にも、変化が表れてきました。

実施校の報告から

- ・「教員も指導方法や学習内容を児童生徒の様子に合わせて工夫するなど意欲が高まり、また、相手校教員の考えに触れることが良い刺激となり、教員間や学校間の連携も強まってきた。」

(2) 今後の取組みに向けた改善点

① 児童生徒一人一人の考えや行動を生かした交流学习

これまでの交流学习は、より多くの児童生徒と学べるように、実技科目や特別活動での実施が多く見られましたが、自分の意見や考えを発言するなどの機会が少ないことも考えられます。

教科の授業を増やす、一日を通した交流学习を行うなどにより、児童生徒一人一人が活躍できる機会を増やす工夫を行いながら実施していく必要がある。

② 児童生徒数の一層の減少への対応

小規模校は、家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れるなどの良さがある一方、友達作りが広がらない、多様な意見や考え方が出にくいなどの課題があります。また、交流学习で在籍児童生徒がいない学年や、男女比の偏りを解消することは困難です。

保護者や地域の方々に小規模校の良さや課題などさまざまな情報を提供し、学校の状況について理解していただくとともに、児童生徒の様子や今後の学校のあり方などについて話合う必要がある。

3 方策を検討した学校の今後の対応

平成20年8月策定の実施方針では、通学距離や地域の開発動向、学区修正の可能性などの観点から検証を行い、一定規模未満校40校の学校ごとの方策を示しました。

これらの学校については、それぞれ児童生徒数に増減がありましたが、統合した学校を除き、ほぼすべての学校が平成26年5月時点で一定規模未満の状態です。

優先的に取組んだ3校の検証からも、今後は一定規模未満校に対して幅広く対応する必要があります。

平成20年8月策定の実施方針において取組みの対象とした学校については、学校ごとの方策を見直すこととし、新たに一定規模未満となった学校とともに、改定する実施方針の考え方に基づき取組みを進める。

IV 基本的な考え方

一定規模確保に向けた取組みは、統合や学区修正という手法により、一定規模未満の小・中学校において、望ましい教育環境を実現すること、及び一定規模確保が困難な中山間部の学校における教育環境を改善することを目的としています。

実施方針に基づく取組みは、これまでの取組みの検証から得られた改善点を踏まえ、また、児童生徒が成長するための課題を含めたこれからの地域のあり方も保護者や地域の方々と共有しながら、次のような考え方に沿って進めます。

1 学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む

一定規模未満校のうち、特に学年が1学級（単学級）の状態では小規模校化に伴う課題が顕著となることから、小学校においては6学級以下（全学年単学級）、中学校においては5学級以下（1～3学年のうち、いずれかの学年が単学級）の学校を、学級数や児童生徒数による区分に応じて、幅広く取組みを進めます。

【学級数や児童生徒数による区分に応じて取組むねらいと期待できる効果】

より多くの一定規模未満校へ対応する

小規模校には家庭的な雰囲気の中で学校生活を送れるなどの「良さ」がある一方で、人間関係が広がりにくい、多様な考え方に触れる機会が少ないなどの「課題」も抱えていることの理解を深めることができる。

より早い段階から児童生徒数に応じた内容で取組む

児童生徒数に合わせた取組みの目的や内容を知ることができるとともに、小規模校化や統合に対する保護者や地域の方の不安を解消することができる。

取組みを進める基準を明確にする

児童生徒数の状況を客観的に知ることができ、また、児童生徒数が一層減少した場合には、どのように取組みが進められるのかを事前に知ることができる。

学級数や児童生徒数による区分

(毎年5月1日時点の学級数及び児童生徒数を基準とします。)

一定規模未満の小学校の区分	区 分	学級数、児童数の規模
	一定規模未満校	11 学級以下の学校
	小規模校Ⅰ	6 学級以下（全学年単学級）の学校 （小規模校Ⅱ・Ⅲを除く）
	小規模校Ⅱ	複数の学年の児童数が標準児童数(*1)の半数未満の学校 $\left[\begin{array}{l} 1・2 学年の場合 17 名以下 \\ 3\sim 6 学年の場合 19 名以下 \end{array} \right]$ （小規模校Ⅲを除く）
	小規模校Ⅲ	全学年複式学級(*2)規模(各学年の児童数が1桁)の学校・分校
一定規模未満の中学校の区分	区 分	学級数、生徒数の規模
	一定規模未満校	8 学級以下の学校
	小規模校Ⅰ	5 学級以下（いずれかの学年が単学級）の学校 （小規模校Ⅱ・Ⅲを除く）
	小規模校Ⅱ	3 学級以下（全学年単学級）の学校 （小規模校Ⅲを除く）
	小規模校Ⅲ	複数の学年が標準生徒数(*1)の半数未満の学校 $\left[\begin{array}{l} 1 学年の場合 17 名以下 \\ 2・3 学年の場合 19 名以下 \end{array} \right]$

(*1) 標準児童生徒数：「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「法」と表記。）において、一学級の児童又は生徒の数の基準は、一学級 40 人（小学 1 年は 35 人）を標準として都道府県の教育委員会が定めるとしています。宮城県教育委員会では、小学 2 年と中学 2 年の 35 人超学級の解消を図るため、「学級編成弾力化事業」により必要となる教員を配置しています。

(*2) 複式学級：法第 3 条及び同法施行令第 2 条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合等において、数学年の児童生徒を一つの学級に編制する場合の通称です。

2 通学支援を前提として取組む

中山間部の一定規模未満校においては、一層児童生徒数の減少が進行すると、在籍児童のいない学年がある、男女比の偏りが大きくなるなど、小規模校の課題が著しい状況となる懸念があります。

このため、通学距離や通学時間などの通学環境を考慮しながら、公共交通機関の利用ができない場合にはスクールバスなどの通学支援を行うことを前提として、統合に向けた取組みを丁寧に進めます。通学支援を行う場合、通学時間は「おおむね1時間以内」を目安とし、児童生徒の安全な通学環境の確保に努めます。

児童数の減少が著しい分校においても、同様の取組みを進めます。

【通学支援を前提として取組むねらいや期待できる効果】

中山間部の一定規模未満校の教育環境を改善する

公共交通機関の利用ができない場合には、スクールバスなどの通学支援を前提として統合することにより、多くの児童生徒と学び、活動するという教育環境の下で学校生活を送ることができる。

3 交流学習を継続する

中山間部の一定規模未満校において実施している交流学習については、実施回数や移動に時間を要するなどの制約がありますが、多くの児童生徒と学び合うことにより、友達関係の広がりや学習意欲の向上などが期待できることから、今後も継続して実施します。

【交流学習を継続するねらいや期待できる効果】

コミュニケーション力を向上させる

多くの友達を目の前にしても、緊張せず自分の考えを表現できる。

他者の考えへの理解を深める

さまざまな考えに触れ、自分とは異なる考え方があることを理解する。

学習意欲などを向上させる

多くの友達と学び合うことで、学習意欲が向上し、また相手の学校や地域を理解することにより、自分の学校や地域を再認識できる。

人とかかわる力を向上させる

多くの友達との関わりを通じて、相手を理解し自分を表現することで、人間関係を築いていく。

V 今後の取組みの進め方

一定規模確保に向けた取組みは、基本的な考え方に基づき、望ましい教育環境を実現すること、及び中山間部の学校における教育環境を改善することを目的として、保護者や地域の方々に必要な情報を提供するとともに、幅広く意見等をお聴きし、共通理解を図りながら丁寧に進めます。

1 学級数や児童生徒数による区分に応じて取組む

(1) 保護者や地域の方々の理解が深まる取組み

日々の学校運営は、保護者や地域の方々に支えられ成り立っています。また、児童生徒の様子や学校、地域の状況はそれぞれ異なり、保護者や地域の方々の教育環境への思いも様々です。

小規模校の良さや課題について、一定規模未満校全体に周知するとともに、Ⅰ～Ⅲに区分された学校への取組みは、お互いの考えや思いを出し合い、「統合」や「存続」それぞれの効果や課題なども検証しながら、一定規模確保の必要性について理解が深まるように進めます。

より多くの保護者や地域の方々と小規模校の良さや課題、児童生徒の状況、学校や地域の実情などについて問題意識の共有を図り、一定規模確保や教育環境改善に向けた話し合いを丁寧に進める。

(2) 児童生徒推計に基づく取組み

宅地開発やマンション建設等により児童生徒数が増加する地域もあることから、小規模校Ⅰ～Ⅲに区分された学校への取組みは、児童生徒推計に基づく将来的な変化を把握しながら進めます。

将来的にも児童生徒数や学級数の改善が難しいと見込まれる学校から、各区分に合わせた取組みを進める。

2 通学支援を前提として取組む

(1) 学校や地域の実情に配慮した丁寧な取組み

中山間部の一定規模未満校についても小規模校Ⅰ～Ⅲの区分に応じて、地理的・社会的な成り立ちによる生活圏域や立地条件などを踏まえながら、保護者や地域の方々と話し合いなどの機会を持ち、理解が深まるように丁寧に取り組むを進めます。

また、スクールバスなどの交通機関を利用した通学により、児童生徒の体

力の低下や学習時間の減少などの課題が生じることが考えられる場合には、必要に応じてこれらの課題を緩和するための工夫も検討していきます。

統合にあたっては通学支援を前提とすることから、中心部や住宅地域の学校と取組みの進め方は異なるが、学校や地域の実情に配慮しながら情報提供や意見交換を行うなど、より丁寧に話し合いを進める。

(2) 分校への取組み

分校については、児童数の減少が著しい状態にあり、在籍児童がいないため休校となっています。

今後の分校のあり方について、保護者や地域の方々と十分に話し合い、より丁寧な取組みを進める。また、教育環境の観点から、小規模校化した学校を新たな分校とはしない。

3 交流学习を継続する

交流学习は、平成 21 年度からモデル事業として開始し、効果や課題を検証した結果、コミュニケーション力や意欲の向上が見られたことから、平成 23 年度から本格的に実施してきました。同じ中学校区の小学校で交流学习を実施したケースでは、中一ギャップ解消への期待もあります。

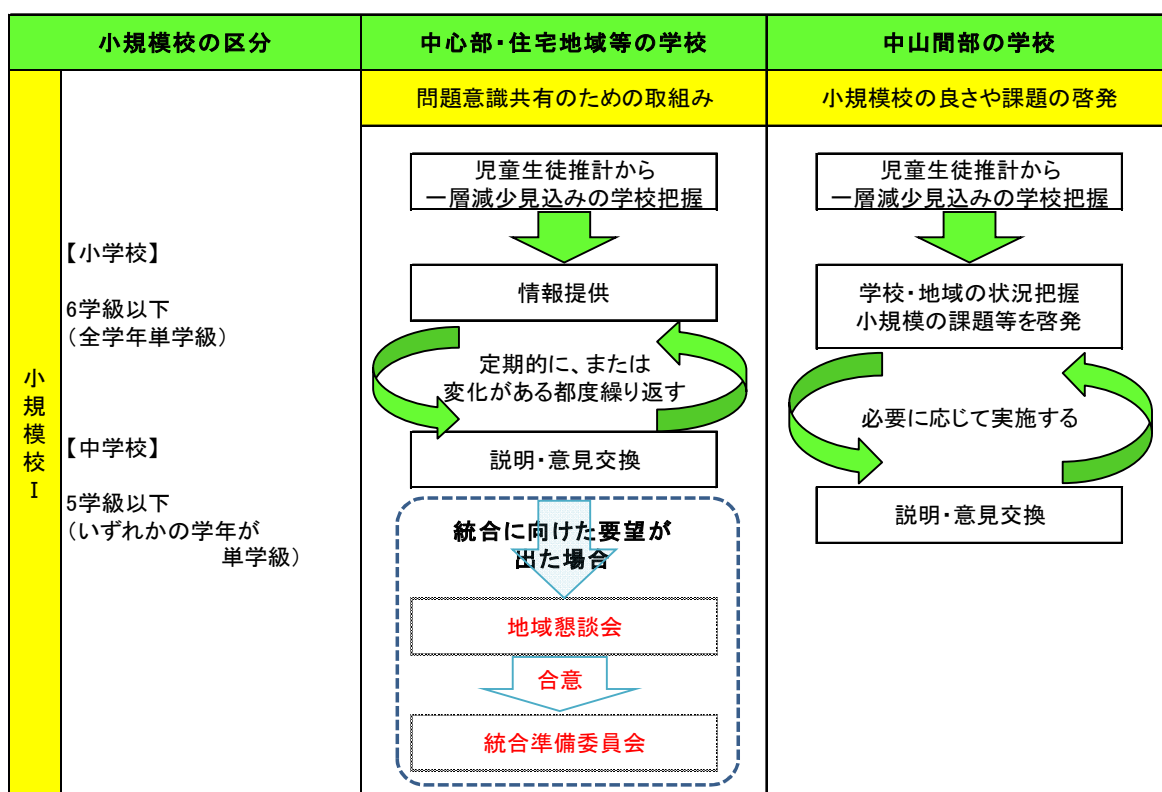
交流学习は、授業時数確保や移動時間などに工夫が必要であるが、実施校全体で検討を重ね課題の解消を図り、児童生徒が多様な人間関係を築ける機会として生かすとともに、保護者や地域の方々へ交流学习での児童生徒の様子などを周知していく。

4 小規模校 I の規模と取組みの進め方

規模・課題等	小学校	6学級以下（全学年単学級）の学校 ・全学年クラス替えができない ・最長6年間クラス替えができない学年も発生する
	中学校	5学級以下（いずれかの学年が単学級）の学校 ・クラス替えができない学年がある ・教員の配置でも不足数が拡大している ・免外指導(*)や講師による授業が増える
取組みの目的・進め方	<p>【取組みの目的】 保護者や地域の方々と学校の小規模化に伴う課題等について、問題意識の共有を図ることや、小規模校の良さや課題の啓発を主な目的とします。</p> <p>【取組みの進め方】 取組みは次のような内容を中心として、丁寧に時間をかけ保護者や地域の方々の理解が深まるように進めます。</p> <p>① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ小規模校の良さや課題、一定規模の必要性などの情報提供や啓発を行う。 ③ 児童生徒や学校、地域の状況などについての意見交換等を行う。</p> <p>※このような取組みを進めるなかで、保護者や地域の方々の理解が深まり隣接校との統合の要望が出た場合には、地域懇談会を設置して統合の合意形成に向けた話し合いを進めることも考えられます。</p>	

(*)当該学校において、ある教科の免許を持った教員がない場合、その教科の免許を持たない教員が都道府県教育委員会の許可を得て、1年間に限った免許を受け授業を行うこと。

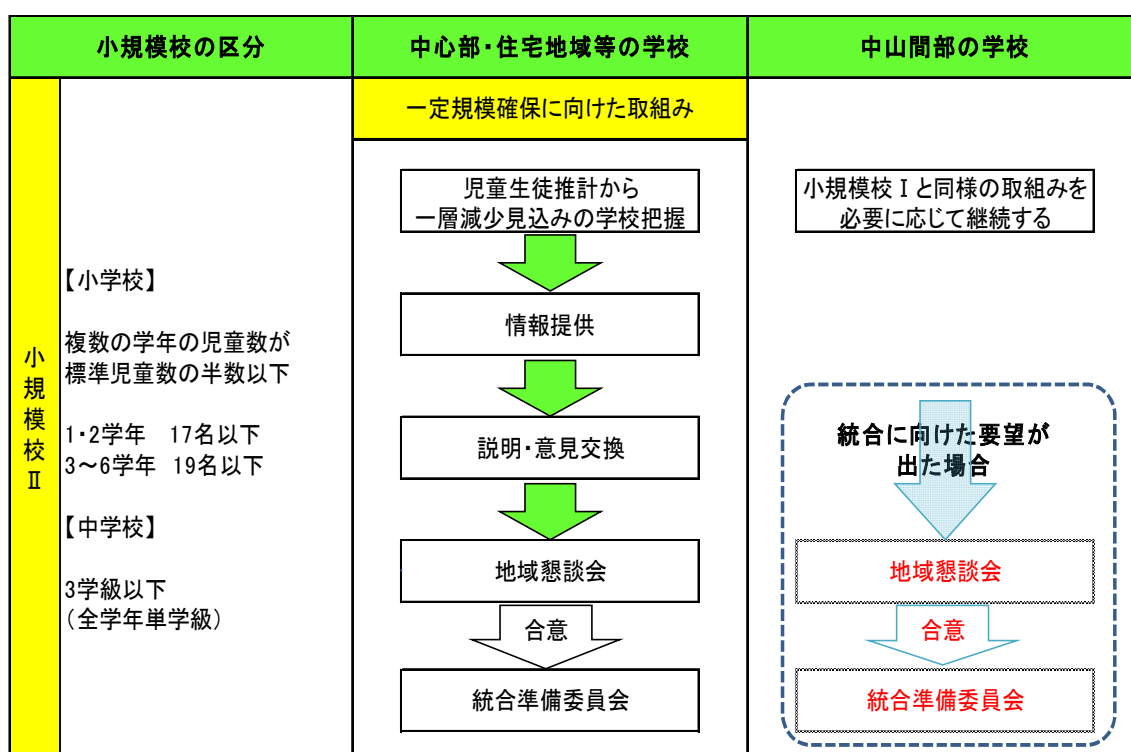
取組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)



5 小規模校Ⅱの規模と取組みの進め方

規模・課題等	小学校	<p>複数の学年の児童数が標準児童数の半数未満の学校 1・2学年の場合 17名以下 3～6学年の場合 19名以下 (標準児童数：1・2学年 1学級 35名 3～6学年 1学級 40名)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童数が標準児童数の半数未満の学級は、一定規模校では編制されない 全校児童数が最少の一定規模校の半数未満で、小規模化が一層進行した状態となっている
	中学校	<p>3学級以下（全学年単学級）の学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学年クラス替えができない 教員の配置においても不足数が一層拡大している 部活動などもチーム編成が困難となる
取組みの目的・進め方	<p>【取組みの目的】 一定規模確保に向けた合意形成を主な目的とします。</p> <p>【取組みの進め方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ、小規模校の良さや課題、一定規模の必要性などの情報提供を行う。 ③ 児童生徒の様子や学校、地域の状況などについての意見交換等を行う。 ④ 全体的な説明会を行い、今後の話合いの進め方を保護者、地域の方々と確認する。 ⑤ 保護者や地域の方々から選任された方々と地域懇談会を設置し、一定規模確保に向けた話合いを行う。 ⑥ 地域懇談会で統合について概ねの了承が得られた場合には、相手校の保護者や地域の方々も交えた話合いを行った後、統合準備の段階へ進む。 <p>※中山間部の学校は、小規模校Ⅰ同様の取組みを継続して実施します。</p>	

取組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)

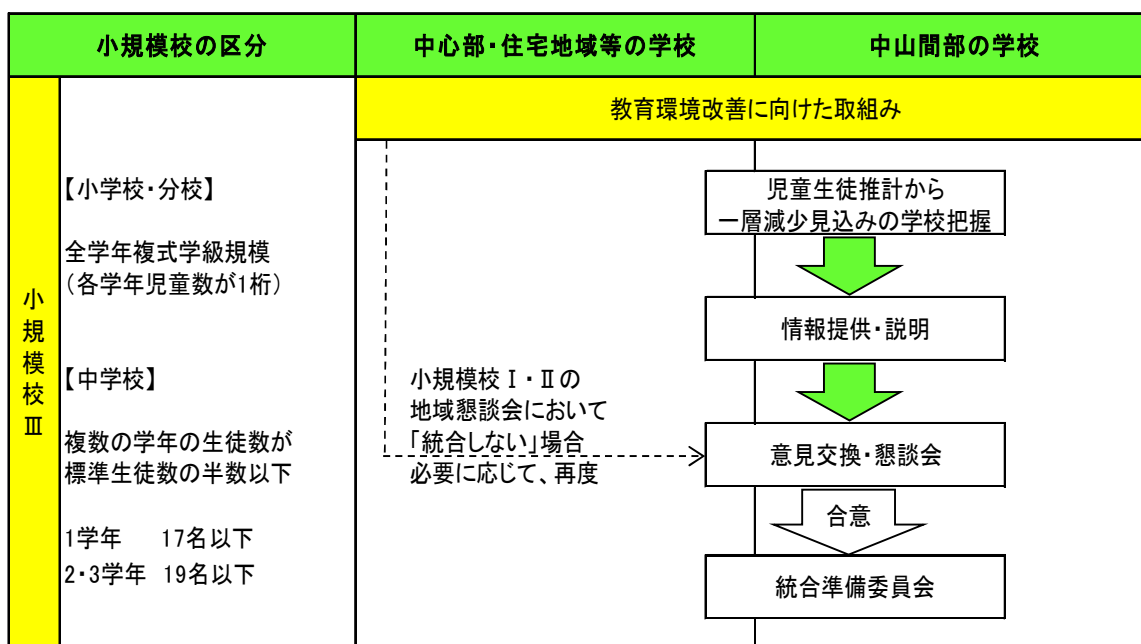


6 小規模校Ⅲの規模と取組みの進め方

規模・課題等	小学校	<p>全学年複式学級(*) (各学年の児童数が1桁の状態) の学校・分校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の男女比に著しい偏りが発生する ・さらに小規模校化が進行すると、児童のいない学年が発生する
	中学校	<p>複数の学年が標準生徒数の半数未満の学校</p> <p>1学年の場合 17名以下 2・3学年の場合 19名以下 (標準生徒数: 1学年 1学級 35名 2・3学年 1学級 40名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒数が標準生徒数の半数未満の学級は、一定規模校では編成されない ・生徒の男女比に偏りが発生する ・部活動は他校の部活に参加する必要があるなど活動自体が困難となる ・全校生徒数が最少の一定規模校の1/4程度の状態となっている
取組みの目的・進め方		<p>【取組みの目的】 小規模化が著しい学校の教育環境を改善するための統合に向けた合意形成を主な目的とします。</p> <p>【取組みの進め方】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒推計から、児童生徒数が一層減少する見込みの学校を把握する。 ② ①で把握した学校の保護者や地域の方々へ、一層小規模となった学校の課題についての情報提供や意見交換等を行い、保護者、地域の方々とも通理解を深める。 ③ 全体的な説明会を行い、今後の話し合いの進め方を保護者、地域の方々と確認する。 ④ 保護者や地域の方々の中から選任された方々と統合準備委員会を設置し話し合いを行う。 ⑤ 統合準備委員会では、相手校の保護者や地域の方々も交えた話し合いを行い、統合に向けた準備を進める。

(*) 複式学級：他の学年と合わせて16名（1学年を含む場合は8名）までの場合は、他の学年と1学級の編制となる

取組みの進め方(学校統合の場合のイメージ図)



7 「統合」を選択しない学校の取組み

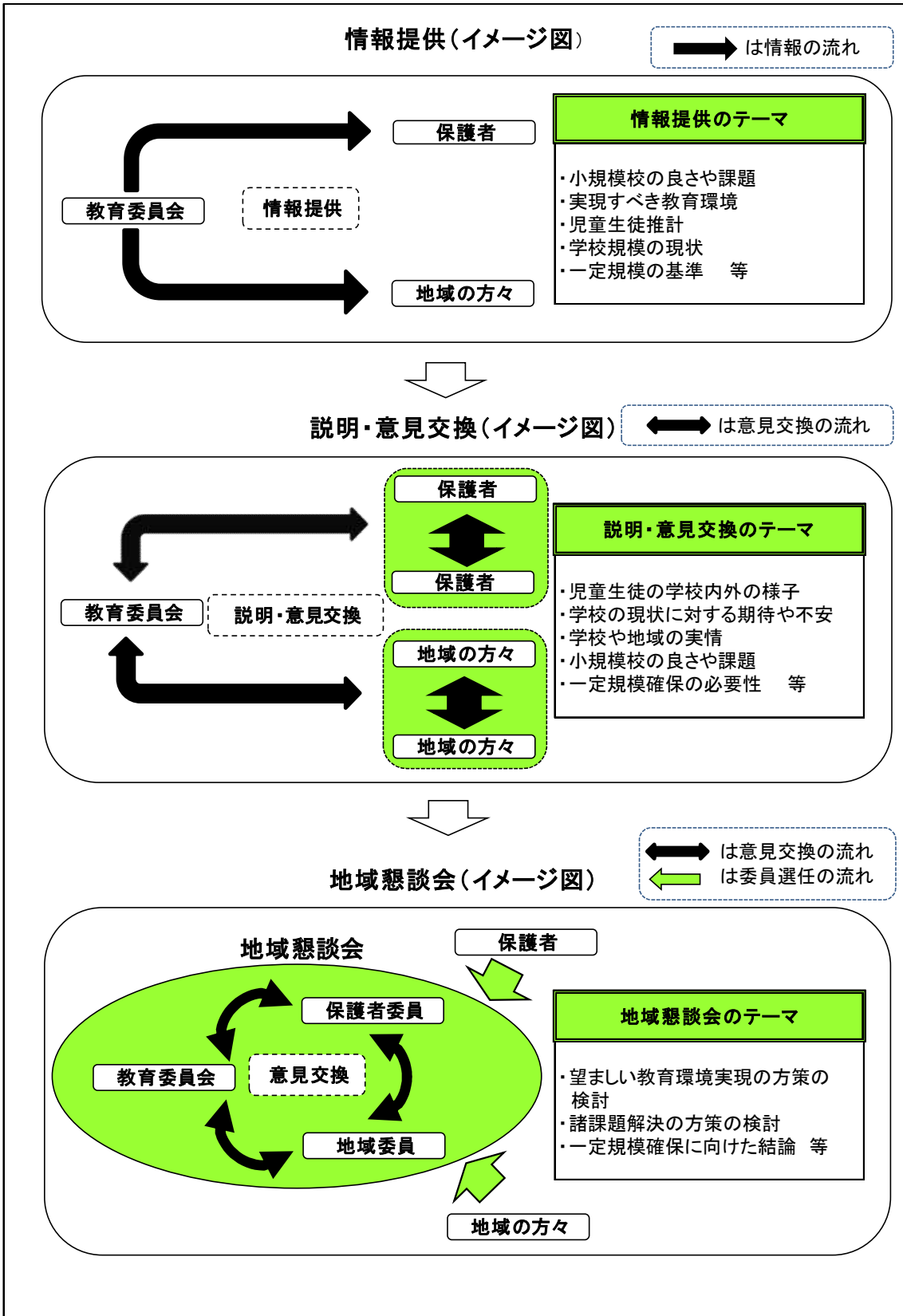
一定規模確保に向けた取組みは、保護者や地域の方々の理解が不可欠であることから、情報提供や意見交換により、問題点などを共有しながら丁寧に進め、保護者や地域の方々から選任された委員による地域懇談会を設置して話し合いを行います。話し合いの結果、様々な事情から、「統合」を選択しない場合も考えられます。

このような学校においては、引き続き小規模校の教育環境の向上に努めるとともに、必要に応じて、学校のあり方などについて保護者や地域の方々と話し合いなどを行います。

近隣校等との交流学习を実施し、多様な考えに触れる機会や切磋琢磨する環境を確保するとともに、文部科学省策定の「手引」等を参考として、少人数を生かした指導の充実を図る、地域とのつながりを生かして特色ある教育課程を工夫するなど、小規模校の良さを生かしながら、課題の解消や緩和に努める。

保護者や地域の方々への情報提供や意見交換などを行い、学校や児童生徒の状況などを共有するとともに、将来的に児童生徒数の減少が見込まれる場合は、統合も視野に入れながら、より良い教育環境のあり方などについて話し合いを行う。

保護者や地域の方々との話し合い（イメージ図）



VI 統合に向けて

保護者や地域の方々との統合に向けての合意形成後、円滑な統合の実現のため両校^(*)の保護者及び学校関係者、両地域の方々との統合準備を進めます。

1 統合準備

統合準備委員会設置により、両校児童生徒の事前交流の実施など両校関係者による統合準備が進められます。

また、PTA、子供会、連合町内会、学区体育振興会等の学校・地域諸団体においても、学校統合後のあり方について話し合いが必要となります。

(1) 統合準備委員会

両校の保護者及び学校関係者、両地域の方々との統合準備委員会を設置して、次の事項についての話し合いを進めます。

- ・統合までのスケジュールの確認
- ・統合後の通学路の調査・確認
- ・登下校時の安全確保策の検討と実施に向けた調整
- ・道路管理者、警察等関係機関との調整 など

(2) 両校による統合準備

学校統合後、すぐに児童生徒が活気あふれる新しい学校生活を送ることができるように事前交流を実施するとともに、統合校の教育目標等の調整を進めます。

- ・事前交流の計画、実施
- ・教育目標、教育課程、行事等の検討
- ・クラス編制
- ・教材、教具、備品等の調整 など

(3) 学校関係・地域諸団体の調整

PTAや子供会、連合町内会、学区体育振興会等の学校や地域関係諸団体の学校統合後のあり方について、各団体で調整します。

学校区を設置単位としない諸団体については、必ずしも統合・合併の必要はありませんが、統合・合併する場合は、両団体での調整が必要となります。

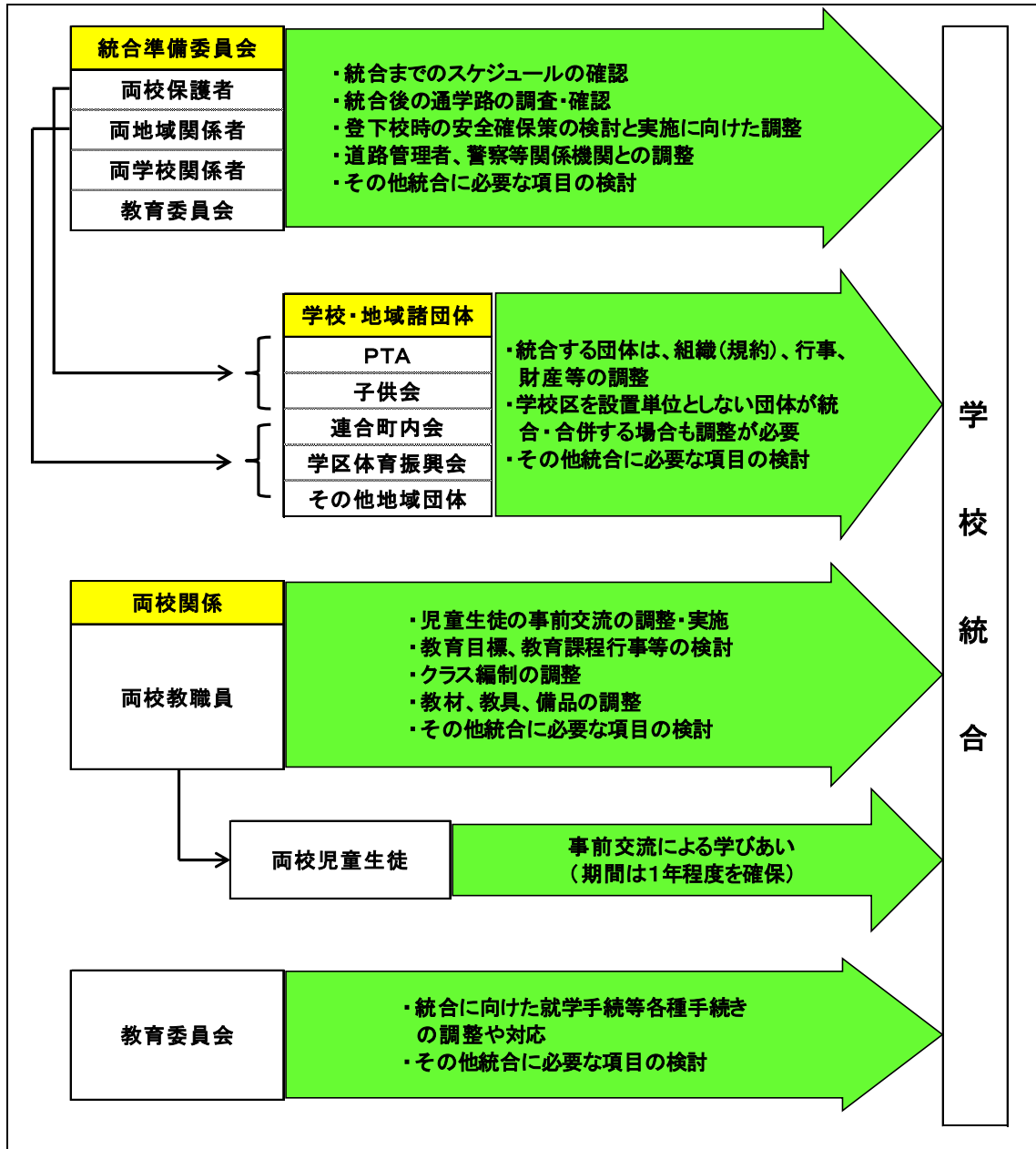
- ・統合・合併する団体は、組織（規約）、行事、財産等の調整

(4) 教育委員会

統合に向けた就学手続等各種手続きの調整や両校の統合準備支援等を行います。

(*) 3校以上の学校を1校に統合するような場合には、各校の保護者、学校関係者及び各地域の方々との統合準備委員会を設置します。

統合準備の流れ(イメージ図)



2 統合を行う際の留意点

(1) 校舎の扱い

統合後に使用する校舎については、既存校舎の活用を原則とし、校舎の新築は行いませんが、必要に応じて部分的なリニューアル等を検討します。

また、一定規模未満校同士が統合する場合、使用する校舎については、施設の状況や児童生徒への影響、通学上の安全性などを総合的に勘案するとともに、保護者や地域の方々との話し合いも行いながら調整を図ります。

(2) 通学路の安全性

通学路の安全確保は、統合にあたっての優先課題と位置付け、学校、保護者や地域の方々との話し合いや現地の視察などによる現状の把握に努め、必要な対策を検討し各団体での対応を進めるとともに、関係機関等との協議等を行い必要な対策を講じます。

(3) 情報の発信

統合に向けた話し合いの内容については、広報紙にまとめたうえで地域内に配付・回覧するほか、ホームページにも掲載します。

また、今回の方針の内容や教育委員会の考え方についても、市の広報紙やホームページを活用して広くお知らせします。

URL <http://www.city.sendai.jp/kyouiku/tekiseika/>

(4) 取組みの検証

統合校の児童生徒や保護者、教職員を対象としたアンケートを実施するなどにより、児童生徒の学校生活や友達関係の変化などを調査します。

また、地域懇談会委員へのアンケートを実施するなどにより、取組みの検証を行います。

Ⅶ 学校跡施設の利活用

統合後の学校跡施設の利活用にあたっては、市民共有の貴重な財産であるという認識のもと、地理的位置、交通条件、用途地域、面積、施設の状態、地域における位置づけや周辺地域を含めた公共施設の配置状況とその地域バランスなど、市全体のまちづくりの視点に立って、また、転用のための改修費や維持管理費などの経費等も考慮しながら検討を行います。

1 跡施設の利活用検討の進め方

早期の有効活用を図るため、跡施設のあり方について、地域の方々のご意見も踏まえ、地域に必要とされる機能や今後果たすべき役割を検証して、関係部局と連携しながら検討を進めます。

検討にあたっては、「公共施設総合マネジメントプラン」(*)の考え方を踏まえ、施設の老朽度や安全性、環境負荷低減への対応性などから「施設性能」を評価し、併せて市民ニーズ、周辺公共施設等の配置や利用状況、行政の役割などの「施設ニーズ」も調査しながら進めます。

「施設性能」及び「施設ニーズ」が高い場合は他の公共施設等へ「機能転用」や貸付を行います。が、「施設性能」や「施設ニーズ」が低い場合は、地域との調整を図りながら、建物を維持した状態で、あるいは建物を解体したうえで敷地を売却することもあります。

【想定される検討項目】

- ・ 跡施設（敷地）における法令上可能な建物用途
- ・ 跡施設の耐用年数と改修の必要性
- ・ 地域意見及び本市施策に基づく利活用案の実現可能性
- ・ 適正な公共施設配置
- ・ 転用に伴う導入経費・維持管理費 等

2 「機能転用」や貸付する場合の基本的な考え方

(1) 利活用検討の優先順位

「機能転用」や貸付により跡施設を利活用する場合には、既存校舎等の使

(*) 「仙台市公共施設総合マネジメントプラン」は、公共施設を効果的・効率的に活用し、必要なサービスを持続的に提供し続けるために、現状と課題の整理やマネジメントを行ううえでの基本的な考え方、具体の取組み方をまとめたものです。次の3つの基本的な方針に基づき、施設機能に着目した管理・整備手法や民間活力の導入、推進体制の整備などに取組みます。

・ 大切に長く使う：整備拡張から現有施設の保全・活用を徹底し、今ある施設をできるだけ「大切に長く使う」

・ 効率的に使う・つくる：従来手法による施設整備での対応だけではなく、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し「効率的に使う・つくる」

・ 総合的に進める：分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みを構築し「総合的に進める」

用を前提に、以下の優先順位で検討を進め、決定された内容に応じて改修を行います。

- ① 全てを本市事業として利活用する場合
- ② 公共性・公益性が高いと認められる事業を、本市以外の団体・事業者等が、全てあるいは本市が利活用する部分以外を利活用する場合
- ③ 営利目的等、公共性・公益性が高いと認められない事業を、賃貸等により、本市以外の団体・事業者等が全てあるいは上記②で利活用する部分以外を利活用する場合

(2) 施設管理運営等について

「機能転用」や貸付する場合の施設改修費や維持管理費等の施設管理運営は、以下により取り扱うものとします。

① 上記 (1) ①の場合

利活用のための施設改修費や施設の維持管理に要する経費は、他の公共施設と同様に本市が負担します。

② 上記 (1) ②の場合

施設の転用にあたり、本市が利活用する部分以外について必要となる以下の施設改修費及び点検等の維持管理費は、原則として利用団体・事業者の負担とします。ただし、利用団体・事業者や事業目的等を踏まえ、妥当でないと市が判断する場合は、この限りではありません。

なお、老朽化等に伴い施設が使用に耐えないものと市が判断した場合は、市、利用団体・事業者等により事業継続の可否も含め協議します。

【施設転用にあたり改修が必要と考えられる項目】

- ・ 建築基準法や消防法等法令上必要となる施設設備等の整備
- ・ 児童生徒用施設設備のうち使用に支障が生じる施設設備の改修
- ・ 施設維持に必要な施設設備の修繕・点検及び施設の警備

本市が利活用する部分以外について必要となる以下の日常的な維持管理は、利用団体・事業者が行うものとします。

【日常的な維持管理の主な項目】

- ・ 消耗品の補充・交換等施設内物品の維持管理
- ・ 火災や盗難防止のための措置及び使用施設の清掃
- ・ その他、施設維持のため必要と市が判断した日常的な維持管理

③ 上記 (1) ③の利活用の場合

利用団体・事業者の事業に係る施設改修費や維持管理費等一切の費用は、当該団体・事業者の負担とします。

施設改修にあたっては、法令を順守するとともに、本市の指示に従うものとします。

なお、老朽化等に伴い施設が使用に耐えないものと市が判断した場合は、当該事業は終了といたします。

3 避難所機能について

地域防災計画により、市立の学校は指定避難所となっておりますが、統合後閉校となる学校については、指定避難所の指定が外れることとなります。

跡施設における避難所機能については、地域の方々と施設所管課との協議により、地域版避難所運営マニュアルの中で「補助避難所」と位置付けることにより維持することができます。

「補助避難所」には、指定避難所に派遣される職員が巡回等を行うほか、新たに導入される資機材や物資が配置され、また、食料・飲料水の更新が行われます。「補助避難所」に位置付けられない場合でも、跡施設の利活用が決定するまでの期間は、新たに導入される資機材や物資を除き、食料・飲料水の備蓄は更新されます。

4 跡施設の暫定利用について

跡施設の利活用が決定するまでの期間、校庭及び体育館については、学校施設開放のスポーツ開放事業の暫定的な継続を目的として、利用団体で組織する管理運営委員会による自主運営を前提に開放することができます。

なお、跡施設利活用が決定するまでの暫定的な利用となりますので、開放は利活用決定に伴い終了いたします。

5 校舎等の改修及びプールの撤去について

校舎及び体育館等の改修工事は、緊急的な復旧や修繕工事が必要な場合を除き、跡施設利活用が決定するまでの期間は実施しません。

また、事故防止の観点や病害虫発生といった環境衛生悪化への懸念から、プールは原則として撤去します。

仙台市立小・中学校の

過大規模校化への対応方針

I	対応方針の策定にあたって	40
1	対応方針策定の趣旨	40
2	過大規模校とは	40
3	対応方針の位置付け	41
4	対応方針の見直しについて	41
II	現状と課題について	42
1	児童生徒数の現状	41
2	大規模校・過大規模校の現状	43
3	これまでの対応	44
4	過大規模化による課題	46
III	基本的な考え方	46
IV	今後の取組み	47

I 対応方針の策定にあたって

1 対応方針策定の趣旨

今後、全国的に人口が減少する見通しとなっており、その中でも年少人口が減少し老年人口が増加する少子高齢化が一層進行することが見込まれています。本市の学校においても、少子化の影響により学校規模が小さくなる傾向が続いており、小規模化による様々な課題に対応するため、平成20年8月に「仙台市立小・中学校の一定規模確保に向けた基本方針」（以下、「基本方針」と表記。）及び「同実施方針」（以下、「実施方針」と表記。）を策定し、取組みを進めてきたところであります。

一方、土地区画整理事業やマンション建設などの住環境基盤の整備が行われた地区では、大規模化が進んでいる学校が見られます。

こうした状況に計画的に対応し、望ましい教育環境を確保していくため、現状と課題を整理したうえで対応の方向性や今後の取組みをとりまとめた「仙台市立小・中学校の過大規模校化への対応方針」（以下、「対応方針」と表記。）を策定します。

2 過大規模校とは

小・中学校の学校規模については、学校教育法施行規則第41条及び第79条に学級数の標準が定められている※のみで、規模の上限を定めた法令はありませんが、旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和59年）では、25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」と分類しています。

この対応方針においても、こうした国の分類にならい、特別支援学級数を含めた学級数が25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」とします。

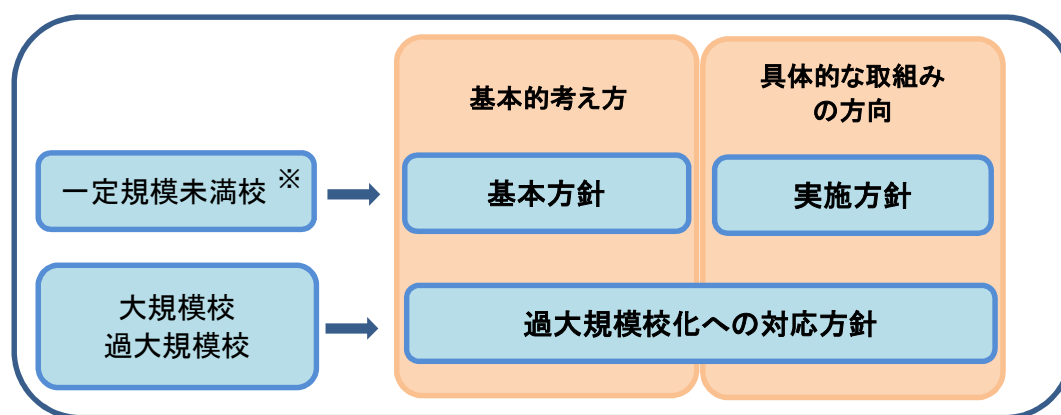
※ 学校教育法施行規則第41条は「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定している。また、同規則第79条の規定により、中学校の学級数について第41条の規定が準用されている。

3 対応方針の位置付け

この対応方針は、「仙台市基本計画」における分野別計画の第1「学びの都・共生の都の実現をめざす分野」の①「学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり」の(2)「子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり」を実現するための取組みのひとつとして位置付けます。また、「仙台市教育振興基本計画」における『基本的方向5「学びのまち・仙台」を支える基盤を充実させる』を実現するための取組みのひとつとして位置付けます。

この対応方針は、一定規模確保に係る基本方針及び実施方針と併せて、学校規模の適正化を図ることにより、望ましい教育環境の実現を目指すものです。

《学校規模から見た各方針の適用範囲》



4 対応方針の見直しについて

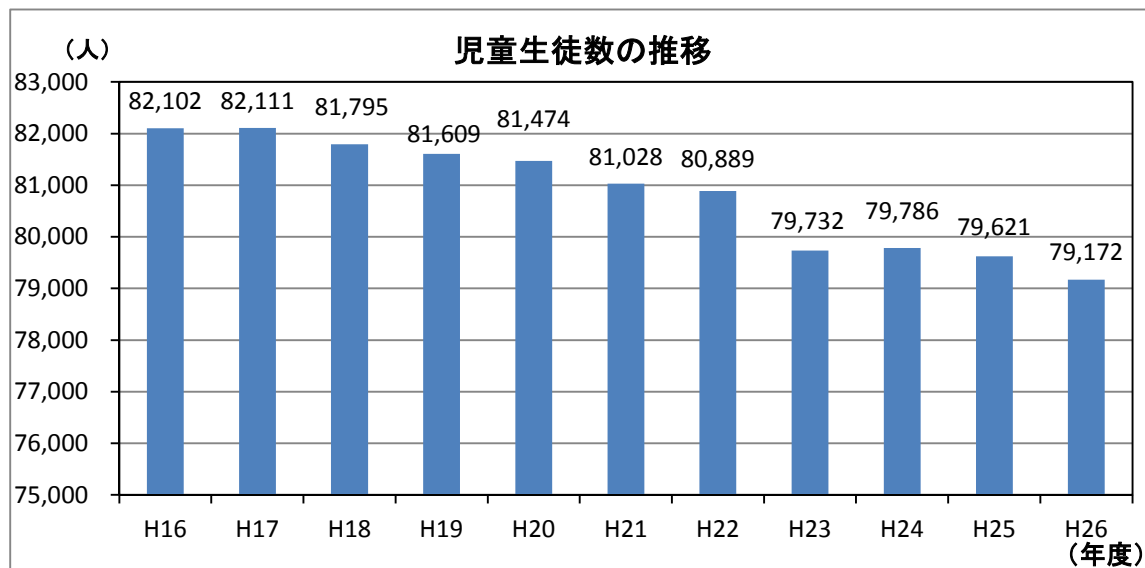
この対応方針は、国等の教育制度の改変や社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

※ 基本方針及び実施方針において、一定規模の学級数の基準を小学校12学級以上、中学校9学級以上とし、その基準に満たない学校（小学校11学級以下、中学校8学級以下の学校）を一定規模未満校としている。

II 現状と課題について

1 児童生徒数の現状

仙台市内の小・中学校の児童生徒数は長期的に減少しており、平成 26 年度の児童生徒数は 79,172 人で、10 年前(平成 16 年度)の 82,102 人と比べ 2,930 人(3.6%)減少しています。



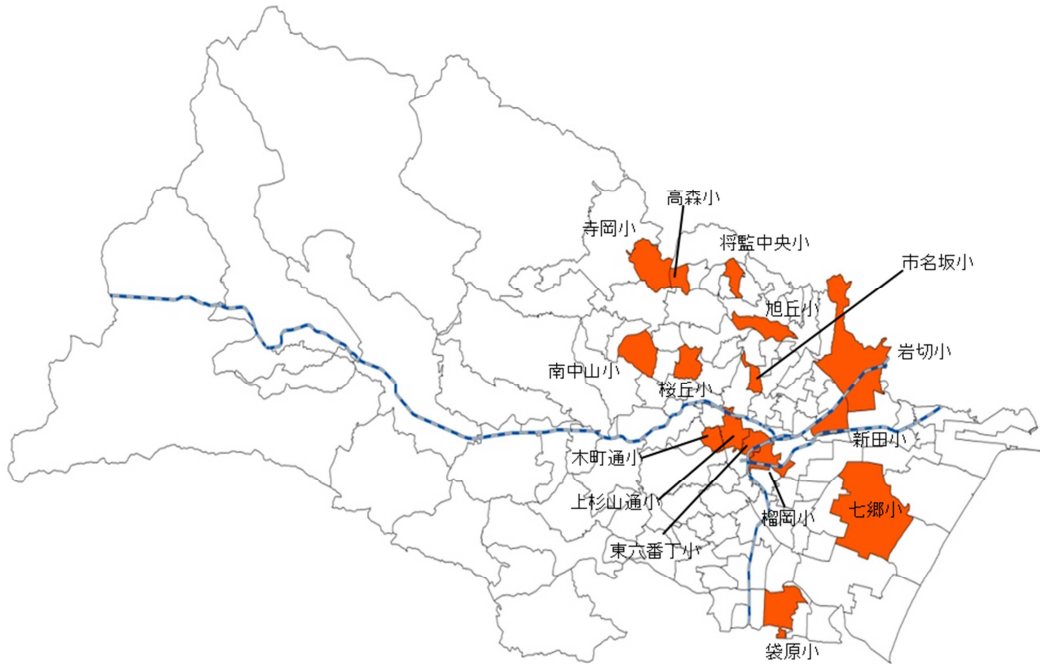
一方で小学校区別に見ると、平成 26 年度における児童数が 10 年前(平成 16 年度)と比べ 20%以上増加した小学校は、全 124 校のうち 15 校となっており、市中心部や地下鉄・JR 沿線、土地区画整理事業の実施地区などで多く見られます。

区	児童数が 20%以上増加した小学校 (増加率の高い順に記載)	
青葉区	5 校	上杉山通小、東六番丁小、桜丘小、木町通小、旭丘小
宮城野区	3 校	新田小、榴岡小、岩切小
若林区	1 校	七郷小
太白区	1 校	袋原小
泉区	5 校	南中山小、将監中央小、市名坂小、寺岡小、高森小

※ 通学区域の変更や分離新設*によっても児童数が増減している場合があります。

* 学区を分離して学校を新たに設置すること。

《児童数が20%以上増加した小学校区》



2 大規模校・過大規模校の現状

平成26年度において、25学級以上の小・中学校は全187校のうち13校あり、このうち4校は過大規模校となっています。児童数が増加している学校と同様、市中心部や地下鉄・JR沿線、土地区画整理事業の実施地区などが多くなっています。

区	25学級以上の小・中学校	
青葉区	3校	愛子小(44)、広瀬中(34)、上杉山通小(29)
宮城野区	2校	岩切小(33)、新田小(32)
若林区	1校	七郷小(30)
太白区	5校	袋原小(30)、富沢中(28)、長町中(27)、長町小(27)、長町南小(26)
泉区	2校	向陽台小(27)、寺岡小(27)

※ カッコ内は特別支援学級を含む学級数

3 これまでの対応

児童生徒数の増加による過大規模校化に対応するために、本市ではこれまでも子どもの教育環境の確保を図る取組みを進めてきました。

この10年間に、過大規模校化への対応のため、通学区域の変更や分離新設等を行った学校及び今後の方針が決定している学校は次のとおりです。

(児童生徒数・学級数はいずれも5月1日現在)

(1) 通学区域の変更による対応

① 富沢中・長町中

富沢中は、将来的に過大規模校の状態になる見通しであったことから、平成24年度より、富沢中の通学区域の一部を長町中の通学区域に変更しました。

(2) 分離新設による対応

① 七北田小・市名坂小

平成16年4月に、七北田小から分離して市名坂小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成15年度	七北田小	1,092名	32学級
平成16年度	七北田小	701名	23学級
	市名坂小(新設)	421名	14学級

② 広瀬小・愛子小

平成21年4月に、広瀬小から分離して愛子小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成20年度	広瀬小	1,393名	44学級
平成21年度	広瀬小	646名	20学級
	愛子小(新設)	909名	30学級

③ 西多賀小・大野田小・富沢小

平成22年4月に、西多賀小と大野田小から分離して富沢小を開校しました。

《児童数及び学級数の変化》

年度	学校名	児童数	学級数
平成 21 年度	西多賀小	873 名	30 学級
	大野田小	933 名	32 学級
平成 22 年度	西多賀小	585 名	22 学級
	大野田小	706 名	26 学級
	富沢小（新設）	567 名	20 学級

④ 愛子小・錦ヶ丘小

愛子小は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、分離して平成 27 年 4 月に錦ヶ丘小を開校します。

⑤ 広瀬中・（仮称）広瀬第二中

広瀬中は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、錦ヶ丘地区に新たな学校を設置することとしました。開校は平成 31 年度の予定です。

⑥ 七郷小・（仮称）七郷第二小

七郷小は過大規模校の状態が続くことが見込まれるため、新たな学校の設置に向けて今後準備を始める予定です。

(3) 増築等による対応

① 新田小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、長期的には児童数が減少する見通しであること及び通学区域の変更や分離新設による対応が困難であることから、建替に合わせて必要教室数を確保しました。平成 26 年 4 月から供用を開始しています。

② 上杉山通小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、増築により必要教室数を確保することとし、平成 28 年 4 月に供用を開始する予定です。今後も児童推計の結果を注視しながら、必要に応じ通学区域の変更等について検討を行っていく予定です。

③ 岩切小

過大規模校の状態が続くことが見込まれるため対応策の検討を行った結果、長期的には児童数が減少する見通しであること及び通学区域の変更や分離新設による対応が困難であることから、増築により必要教室数を確保することとしました。平成 28 年度中に供用を開始する予定です。

4 過大規模校化による課題

規模の大きな学校においては、多人数の利点を生かし、集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすいといった特徴があります。

その一方で、教育環境上、人間関係、教育活動、学校運営等の面で様々な制約や課題が生じる場合もあります。それぞれの学校においては、教職員がいろいろな工夫をしながらその解消に努めていますが、集団が大きくなりすぎると工夫にも限界が出てきます。

このため、過大規模校化している学校について教育環境の改善を図るための取組みが必要です。

《課題の例》

	具体的内容
人間関係	・異学年間の交流の広がりを持たせることが難しい
教育活動	・児童生徒一人ひとりの活動機会を設定しにくい ・特別教室や体育館等の施設の利用面で制約が生じることがある ・受入可能施設や移動時間の関係で校外の活動が制限されることがある
学校運営	・全教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しい ・全教職員相互の連絡調整が図りづらい ・緊急時など安全管理上の課題が増える

Ⅲ 基本的な考え方

過大規模校化への対応にあたっては、次の考え方に基づき取組みを進めます。

将来的な見通しに基づく対応

- ・定期的に児童生徒推計を実施し将来的な学級数を見通しながら対応します。

計画的な対応

- ・将来的な学級数の動向を的確に捉えたうえで計画的に対応します。

現有施設を活用した対応

- ・現在保有している学校施設を活用することを基本として対応します。

地域の実情を踏まえた対応

- ・通学区域の地理的状況や地域社会の実情を踏まえて対応します。

IV 今後の取組み

過去の転出入や出生の状況、今後の大規模開発の見通しを的確に把握しながら、児童生徒推計を毎年度行います。

推計実施年度の学級数が 25 学級以上の学校と将来的に 31 学級以上になる見通しの学校をこの対応方針による検討の対象校とし、学校規模の状況に応じて次のとおり区分します。

区 分		基 準
I	既に過大規模校となっている学校	現在の学級数が 31 学級以上の学校
II	将来的に過大規模校となる見通しの学校	将来的に学級数が 31 学級以上になる見通しの学校
III	過大規模校となるおそれのある学校	現在の学級数が 25 学級以上の学校 (区分 II に該当する学校を除く)

区分 I・II に該当する学校のうち、一定期間以上過大規模校の状態が続くことが見込まれる学校については次のとおり対応します。

(1) 通学区域の変更を基本に検討します。

※ 検討にあたっては、隣接校の施設の状況や将来的な児童生徒数の見込みも考慮します。

(2) 通学区域の変更を行っても過大規模校の状態が解消されない場合や、地域の事情等により通学区域の変更を行うことが困難な場合は、学校の分離新設を検討します。

※ 検討にあたっては、分離後の両校が将来にわたって一定規模の基準を満たす状態が続くよう考慮します。

(3) 通学区域の変更、分離新設の対応がいずれも困難であり、なおかつ教室不足の発生が見込まれる場合は、仮設校舎の整備、校舎の増築等による教育環境の確保を行います。

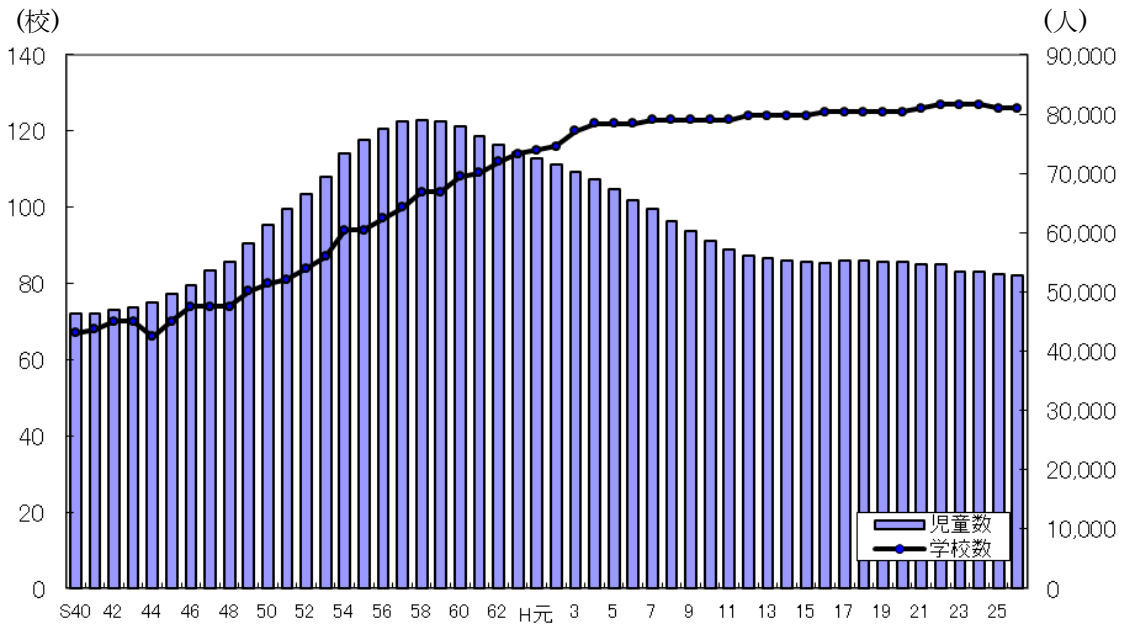
その他の学校については、将来的な児童生徒数に影響する要因の把握に努めながら、状況を注視していきます。

これらの対応にあたっては、地域ごとの実情を考慮しながら検討を進め、保護者や地域住民に対し十分な説明を行いながら取組みの推進を図っていきます。

参 考 資 料

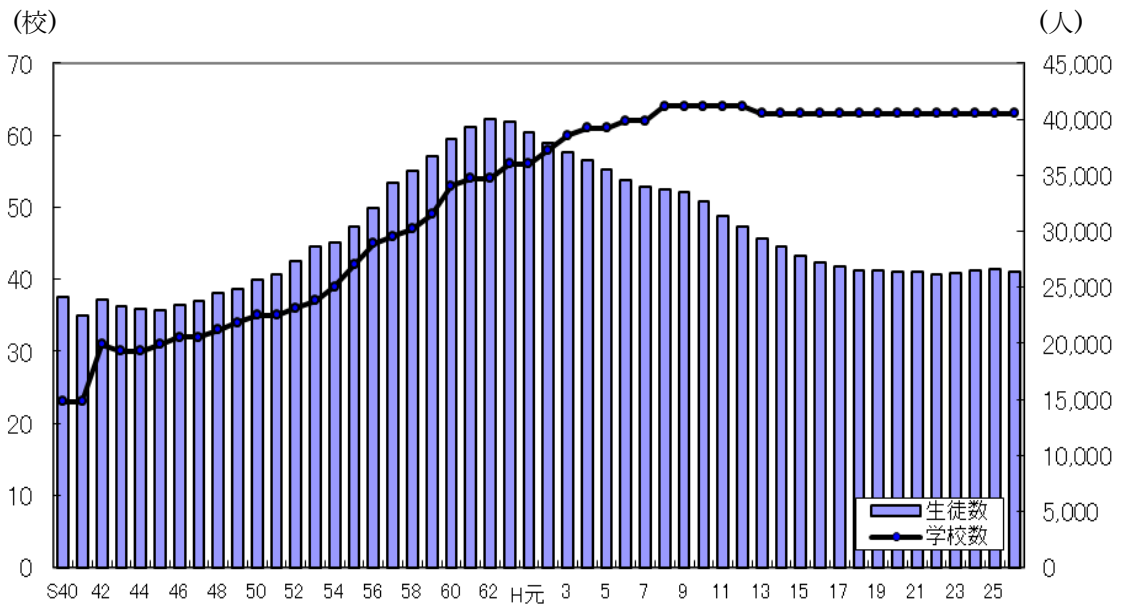
小学校数及び児童数の推移	-----	48
中学校数及び生徒数の推移	-----	48
学校規模別小学校数の推移	-----	49
学校規模別中学校数の推移	-----	50
平成 26 年 5 月 1 日時点の小・中学校の学級数別内訳	-----	51

小学校数及び児童数の推移 (S40～H26)



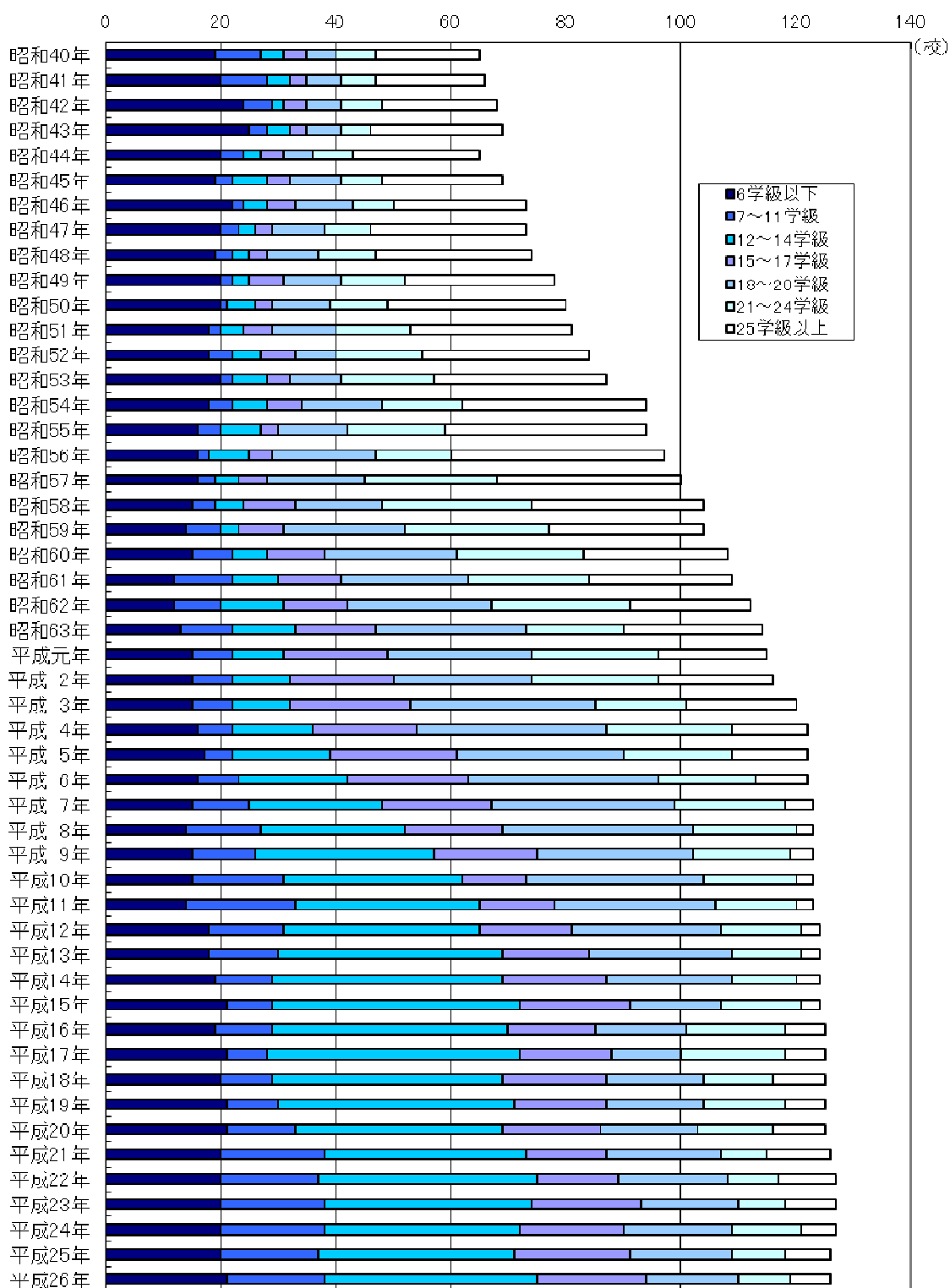
※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値含む

中学校数及び生徒数の推移 (S40～H26)



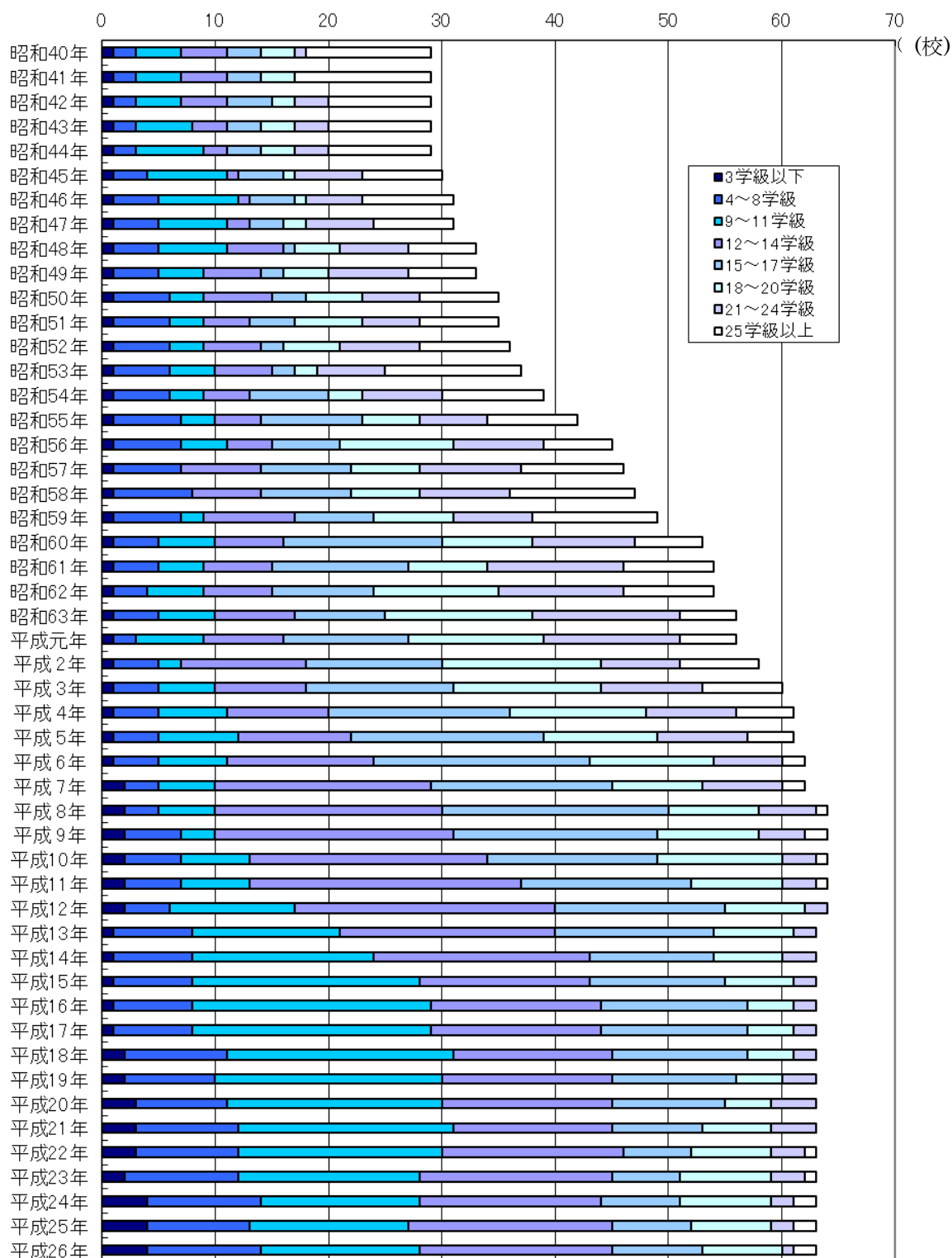
※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値含む

学校規模別小学校数の推移 (S40~H26)



※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値含む

学校規模別中学校数の推移 (S40~H26)



※合併以前の旧泉市、旧宮城町、旧秋保町の数値含む

仙台市立小・中学校の

一定規模確保に向けた方針及び

過大規模校化への対応方針（中間案）

平成27年4月

発行：仙台市教育委員会事務局総務企画部

「一定規模確保に向けた方針」 学校規模適正化推進室

TEL 022-214-8431～2 FAX 022-264-4428

「過大規模校化への対応方針」 学事課

TEL 022-214-2162 FAX 022-264-4428